昭27.4.2.

官報

主要目次

府令
○警察予備隊の職員の給与等に関する総理府令の一部改正　三三
省令
○電気通信省職員定数規程の一部改正　三四
告示
○無線従事者国家試験及び免許規則による別に定める業務指定　三四
○無線局免許　三四
○第一更生丸無線局の船名及び呼出名称変更　三四
○第三三吉丸無線局の船名及び呼出名称変更　三五
○外国為替業務を営む営業所の位置の変更許可　四四
○福井信用金庫第一回割増金附定期積金の細目　四四
○下関信用金庫第四回えびす定期預金の細目等　四四
○農機具依頼検査規程の一部改正　四五
○輸出貿易管理令に基き、仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物指定　四五
○梅園簡易郵便局廃止　四五
○下新城簡易郵便局等設置　四五
○岡原郵便局に電話通話事務開始　四六
○電話交換業務を開始し又は廃止した郵便局　四六
総理府公告
○土地調整委員会聴聞会開催公告　四八

府令

◉総理府令第六号

警察予備隊令施行令（昭和二十五年政令第二百七十一号）第二十三條第一項の規定に基き、警察予備隊の職員の給与等に関する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十七年四月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

警察予備隊の職員の給与等に関する総理府令の一部を改正する総理府令

警察予備隊の職員の給与等に関する総理府令（昭和二十五年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第二項中「二等警察士」を「三等警察士」に改める。

第八條を次のように改める。

（警察官の貸与品）

第八條　施行令第二十二條第一項の規定により貸与する貸与品の員数は、別表第一のとおりとする。

2　施行令第二十二條第二項の規定により貸与する貸与品の員数は、別表第二のとおりとする。

3　警察官は、退職、失職、休職その他貸与を受ける資格がなくなつた場合には、貸与品をすみやかに返納しなければならない。但し、警察官が死亡し死体に着せる場合には、三の貸与品に限り返納しなくてもよい。

4　警察官が貸与品を亡失、き損した場合には、代品を貸与することができる。但し、警察官の故意又は過失による場合には、当該貸与品の代価を弁償しなければならない。

5　伝染病毒伝ぱ予防のため必要があると認めるときは、貸与品を棄却又は焼却することができる。この場合においては代品を必要とするときは、これを貸与することができる。

第九條を次のように改める。

（警察官の給与品）

第九條　施行令第二十三條第一項の規定により給与する給与品の員数及び使用期間は、別表第四のとおりとする。

2　前條第三項の規定は、「貸与」とあるのを「給与」と、「貸与品」とあるのを「給与品」と読み替えて前項の給与品について準用する。この場合において使用期間内にある給与品をその者の故意又は過失により亡失、き損した場合は、返納すべき当該給与品の代価を弁償しなければならない。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一

貸与被服品

一	夏服上衣及びズボン	二組
二	冬服上衣及びズボン	二組
三	作業服上衣及びズボン	二組
四	夏正帽又は夏略帽	一箇
五	冬正帽又は冬略帽	一箇
六	作業帽	二箇
七	外とう	一着
八	雨衣	一着
九	ワイシャツ	一着
一〇	ネクタイ	一箇
一一	バンド	二箇
一二	編上靴	一足
一三	半長靴	二足
一四	正帽章又は略帽章	一箇
一五	階級章（はと章を含む。）	四箇
一六	夏シャツ及びズボン下	二組
一七	冬シャツ及びズボン下	二組
一八	手袋	二組
一九	靴下	二足

訓練用被服貸与品

一	夏シャツ及びズボン下	一組
二	冬シャツ及びズボン下	一組
三	手袋	一組
四	靴下	一足
五	バンド	一箇
六	シャツ及びズボン下	一組
七	編上靴又は半長靴	一足
八	靴下	一足

備考

上衣、ズボン、正帽又は略帽、ワイシャツ、シャツ及びズボン下は、死亡のときの季節によるものとする。

別表第二

訓練用被服貸与品

一	夏シャツ及びズボン下	一組
二	冬シャツ及びズボン下	一組
三	手袋	一組
四	靴下	一足

別表第三の次に、別表第三及び別表第四を加える。

別表第三

納棺被服品

一	上衣及びズボン	一組
二	正帽（帽章を含む。）又は略帽	一組
三	ワイシャツ	一着
四	ネクタイ	一箇

別表第四

給与被服品

		員数	使用期間
一	夏服上衣及びズボン	二組	十六月
二	冬服上衣及びズボン	二組	四十八月
三	夏正帽又は夏略帽	一箇	十二月（但し、夏略帽にあつては、八月とする。）
四	冬正帽又は冬略帽	一箇	二十四月（但し、冬略帽にあつては、十六月とする。）
五	外とう	一着	二十五月
六	雨衣	一着	三十六月
七	ワイシャツ	二着	十六月
八	ネクタイ	一箇	八月
九	バンド	二箇	四十八月
一〇	編上靴	一足	二十四月
一一	正帽章又は略帽章	一箇	三十六月
一二	階級章（はと章を含む。）	四箇	三十六月

備考

夏服上衣及びズボン並びに夏正帽及び夏略帽の着用期間は、六月一日から九月末日までとし、冬服上衣及びズボン、冬正帽及び冬略帽、ワイシャツ並びにネクタイの着用期間は、十月一日から五月末日までとし、外とうの着用期間は、十一月一日から三月末日までとし、着用期間を除く期間は、使用期間に含まれないものとする。但し、長官は、土地の状況により、右の着用期間を伸縮することができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十七年三月六日から適用する。

但し、改正後の第五條の二第二項の規定は、昭和二十五年十月一日から、別表第一に新たに追加された品目に関する規定（手袋、夏シャツ及びズボン下並びに靴下を除く。）及び改正後の第九條の規定は、昭和二十五年十月一日から適用する。

毎日文庫　昭和二十五年十一月一日　種郵便物認可

省令

◎電気通信省令第五号

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の施行に伴い、電気通信省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月二日

電気通信大臣 佐藤 栄作

電気通信省職員定数規程の一部を改正する省令

電気通信省職員定数規程（昭和二十四年電気通信省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分		定数	備考
本省	内部部局 大臣官房	三六〇人	うち七人は、国立国会図書館の支部電気通信省図書館の職員とし、一九七人は、人事部の定数とする。
	電気通信監査局	六二人	
	業務局	三七七人	うち各部の定数は、左のとおりとする。 周知調査部 七二人 計画部 六九人 営業部 六二人 運用部 八九人 国際通信部 四四人
	施設局	二、五〇三人	うち各部の定数は、左のとおりとする。 施設部 一、一一四人 建設部 六三五人 保全部 一六五人 資材部 三四六人 建築部 一五二人
	経理局	一五九人	
	電気通信研究所	一、四七三人	
	計	四、九三四人	
附属機関	病院、診療所及び療養所	一、六六一人	各病院、診療所及び療養所を通じての定数とする。
	職員訓練所	一、一二四人	各職員訓練所を通じての定数とする。
	計	二、七八五人	
地方機関	地方電気通信局	一、八〇二人	各地方電気通信局を通じての定数とする。
	地方電気通信部 地方電気通信管理所 地方電気通信取扱局	一二九、五九九人	各地方電気通信部、地方電気通信管理所及び地方電気通信取扱局を通じての定数とする。
	地方電気通信資材部	四、三三二人	各地方電気通信資材部を通じての定数とする。
	計	一三五、七三三人	
合計		一四三、四五二人	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日から適用する。

告示

◎電波監理委員会告示第千二百八十七号

無線従事者国家試験及び免許規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十六号）第十三條第二項の規定による別に定める業務を左の通り定め、昭和二十五年六月一日から適用する。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 無線従事者の資格を有しないで行うことができる無線局（電波法施行規則第六條の規定に該当するものを除く。）の無線設備の操作の業務

二 無線局の無線設備の検査を受けるため、その設備を調整して法令の條件に適合させる業務

三 学校、講習所又は訓練所等における無線設備の操作に関する教授の業務

四 受信（放送の受信を除く。）のみを目的とする無線設備の操作の業務

五 無線局（電波法施行規則第六條の規定に該当するものを除く。）の無線設備の操作に関する指導若しくは監督又は調査を行う業務

六 無線局の免許人との間に無線従事者として選任されることを條件とする雇よう関係にあり、当該免許人からその開設する特定の無線局の無線従事者として選任されるため、待機を命ぜられている無線従事者が待命期間中その免許人から命ぜられて行う無線設備の操作に関する業務

七 日本国に駐とんする外国の軍隊の無線設備及びこれに準ずる無線設備の操作の業務

◎電波監理委員会告示第千二百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七六五二号

二 免許人の氏名 鈴木市之進

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 気仙沼漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日 但し、無線電信については無期限

八 設置場所 第三大和丸（主たる停泊港 唐桑）

九 呼出符号及び呼出名称 JRBW だいさんやまとまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 三七五kc、四〇〇kc、四二五kc、五〇〇kc、一、五七〇kc、一、五八〇kc、一、六二〇kc

A一 三、七〇〇kc、五、五二〇kc

A三 八、三三五kc、一、六二〇kc

第一、第二装置 水晶発振

第一装置 A二 リップル変調 A三 終段抑制格子変調

第二装置 終段抑制格子変調

A一、A二 一二五W 但し、三、七〇〇kc、五、五二〇kc、八、三三五kcは一〇〇W

A三 三五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千二百八十九号

第一更生丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年二月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三二二七号

二 免許人の名称 亀島巾着網組合

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 宮津漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第一亀島丸（主たる停泊港 伊根）

九 呼出名称 だいいちかめしままる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六二〇kc、一、六五〇kc、二、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千二百九十号

第三 三吉丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年十二月二十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年九月二十日 第七〇八一号

二 免許人の氏名 遠藤幸一郎

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項

七 免許の有効期限 昭和三十年九月十九日

八 設置場所 幸勢丸（主たる停泊港 江名）

九 呼出名称 えんどうこうせいまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 二、四四〇kc、二、五四五kc、二、六五〇kc、二、七八五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 一五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千二百九十一号

豊国丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十月二十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第二〇九〇号

二 免許人の氏名 橋ケ谷治助

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 焼津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 豊国丸（主たる停泊港 石津）

九 呼出符号及び呼出名称 JMQS はしがやとよくにまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 一、五七〇kc、一、六二〇kc、一、九〇五kc

A一 三、七〇〇kc、五、五二〇kc

A一、A二、A三 一、九五五kc

水晶発振 終段抑制格子変調 A一 四〇W A二、A三 一五W

十一 空中線の型式及び構成 T型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千二百九十二号

京阪丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年九月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三〇九三号

二 免許人の名称 琵琶湖汽船株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 水運事業に使用するため、移動業務を行う。

五 通信の相手方 琵琶湖汽船株式会社所属船舶局、大津海岸局

六 通信事項 船舶の航行及び旅客の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 京阪丸（主たる停泊港 大津）

九 呼出名称 けいはんまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 二、五四五kc 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第千二百九十三号

第二万寿海丸無線局の船名は、昭和二十六年九月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 綱島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一八二六号

二 免許人の氏名 軍司善次郎

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 茨城漁業協同組合連合会所属海岸局、漁船の船舶局

六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日 但し、無線電信については無期限

八 設置場所 第一善春丸（主たる停泊港 那珂湊）

九 呼出符号及び呼出名称 JIBS いちごうぜんしゅんまる

昭27.4.2.　第7569号

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 ｛一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、九〇五kc
A一 ｛三、七〇〇kc　五、二〇〇kc
A一、A二、｛一、六二〇kc　一、九五五kc
A三 ｛一、六五〇kc
A三 ｛二、七八五kc
｝水晶発振　A二 リップル変調　A三 終段抑制格子変調　A一、A二 二五W　A三 一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百九十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第五百三十八号飛龍丸無線局に補助装置を昭和二十六年九月二十二日設置したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

第十項に次を加える。

補助装置

A一、A二 ｛一、五七〇kc
A一、A二、｛一、六二〇kc
A三 ｛一、九五五kc
A三 ｛二、五四五kc
｝水晶発振　A二、A三 終段遮蔽格子変調　A一、A二、A三 一五〇W　一五W

◉電波監理委員会告示第千二百九十五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第七百七十二号高明丸無線局に、レーダーの設備を昭和二十六年十一月二十日設置したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

第十項中「補助装置」の次に「特殊設備　レーダー　P〇　九、四一〇Mc　五〇KW」を加える。

第十三項の次に次の一項を加える。

十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千二百九十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百六十八号第七長栄丸無線局の通信の相手方は、昭和二十六年十月二十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

第五項中「漁船の船舶局」の次に「長崎県無線漁業協同組合所属漁業用海岸局」を加える。

◉電波監理委員会告示第千二百九十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百六十一号第三生漁丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月二十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

第十項中A一「三、七〇〇kc」を削る。

◉電波監理委員会告示第千二百九十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四二八八号
二　免許人の名称　鶴丸汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、鶴丸汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　天拝山丸(主たる停泊港　関門港下関区)
九　呼出符号　JFHH
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一、A二 ｛三七五kc　四二五kc　五〇〇kc
A一 ｛五、四二〇kc　五、五七〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc
｝第一、第二装置 自励発振　A二 リップル変調　A一、A二 一〇〇W 但しA一の短波は一二五W

補助装置
A一、A二 ｛三七五kc　四二〇kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一 ｛五、四二〇kc　八、四三五kc
｝水晶発振　A二 リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千二百九十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九〇四六の二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする各実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　新潟県古志郡宮内町大字宮内　東経一三八度五〇分　北緯三七度二五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AA　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　八木
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九〇四七の二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道

三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする各実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　新潟県北魚沼郡川口村字川口　東経一三八度五二分　北緯三七度一六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AB　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九〇四八の二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする各実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　新潟県南魚沼郡石打村　東経一三八度四八分　北緯三六度五九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AC　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九一二九号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする各実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　新潟県北魚沼郡小出町字向山　東経一三八度五七分　北緯三七度一四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AN　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九一二六号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　1.日本国有鉄道所属の宮内、越後川口、石打及び小出の各実用化試験局　2.日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　雪かき車　移動範囲　水上、新潟間　常置場所　長岡市城内町　東経一三八度五一分　北緯三七度二七分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AD　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　綱島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第九〇四九の二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　1.日本国有鉄道所属の宮内、越後川口、石打及び小出の各実用化試験局　2.日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　雪かき車　移動範囲　水上、新潟間　常置場所　長岡市城内町　東経一三八度五一分　北緯三七度二七分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AE　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百五号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年四月二日
　電波監理委員会委員長　網島毅
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　1.日本国有鉄道所属の宮内、越後川口、石打及び小出の各実用化試験局
　2.日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　雪かき車
　移動範囲　水上、新潟間
　常置場所　新潟県古志郡宮内町大字宮内　東経一三八度五〇分　北緯三七度二五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AF　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年四月二日
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　1.日本国有鉄道所属の宮内、越後川口、石打及び小出の各実用化試験局
　2.日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　雪かき車
　移動範囲　水上、新潟間
　常置場所　新潟県古志郡宮内町大字宮内　東経一三八度五〇分　北緯三七度二五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AF　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百七号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年四月二日
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　1.日本国有鉄道所属の宮内、越後川口、石打及び小出の各実用化試験局
　2.日本国有鉄道所属の新潟、水上間を移動範囲とする実用化試験局
六　通信事項　1.雪かき車の運行及び除雪作業に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　雪かき車
　移動範囲　水上、新潟間
　常置場所　新潟県古志郡宮内町大字宮内　東経一三八度五〇分　北緯三七度二五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JR2AG　F三　三一・七三Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　水平ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十九日　第一三九二号
二　免許人の名称　株式会社　毎日新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社毎日新聞社所属の実用化試験局(基地局)及び実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年二月二十八日

八　設置場所　移動体の種別　自動車
　移動範囲　全国一円
　常置場所　東京都千代田区有楽町一の一番地　東経一三九度四六分　北緯三五度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JJ2BG　F二、F三、F四　一五〇・六一Mc　水晶発振　可変インダクタンス位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百九号
国家公安委員会所属島根県島前地区警察署無線局の空中線の型式及び構成は、昭和二十六年十二月十五日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日
一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第四一〇四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の島根、西郷の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　島根県知夫郡浦郷町二四八番地　東経一三三度〇〇分　北緯三六度〇五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　JQE—52　A一（一、九七〇kc　四、二〇〇kc）　水晶発振　五〇W
十　空中線の型式及び構成　単條
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千三百十号
株式会社時事通信社実用化試験局(固定局)の呼出符号、電波の型式及び周波数は、昭和二十七年二月二十一日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一二五九号
二　免許人の名称　株式会社時事通信社
三　無線局の種別　実用化試験局(固定局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する固定業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社時事通信社所属の受信設備
六　通信事項　1.ニュース
　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都千代田区日比谷公園二番地　東経一三九度四五分　北緯三五度四〇分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　JJ2BC　（注一）F九　一八九・八五Mc　水晶発振　第一装置　リアクタンス管位相変調　五〇W
　JJ2BS　（注二）F九　一八九・四〇Mc　水晶発振　第二装置　ベクトル合成
十　空中線の型式及び構成　垂直ダブレット折返し又は水平ターンスタイル
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　（注一）の周波数の最大占有周波数帯域幅は四〇kcとする。
　（注二）の周波数の最大占有周波数帯域幅は一二〇kcとする。

◎電波監理委員会告示第千三百十一号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千百三十七号第一清幸丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十二月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
電波監理委員会委員長　網島毅
第八項中「(主たる停泊港　徳島)」を「(主たる停泊港　三崎)」に改める。

◎電波監理委員会告示第千三百十二号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百二十五号第一春洋丸無線局の主たる停泊港及び周波数は、昭和二十六年十二月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
電波監理委員会委員長　網島毅
第八項中「(主たる停泊港　清水)」を「(主たる停泊港　浦賀)」に改め、第十項中「一、五八〇kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千三百十三号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千七百四十七号第十新生丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
電波監理委員会委員長　網島毅
第十項中A一、A二「二七五kc」及びA一、A二、A三「一、六二〇kc」を削り、「A一、A二　一二五W、A三　三五W」を「A一　二五W、A二　二〇W、A三　一五W」に改め、「第一装置」を削る。

◎電波監理委員会告示第千三百十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千六百三十二号第五利早丸無線局の周波数は、昭和二十七年二月八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
電波監理委員会委員長　網島毅
昭和二十七年四月二日
第十項中A一、A二「一、五八〇kc」及びA一「八、三三五kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千三百十五号
信濃丸無線局にレーダーの設備を、変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月二日
一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一七〇号
二　免許人の名称　日本水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　戸畑漁業用海岸局、地方電波通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　信濃丸(主たる停泊港　戸畑)

電波監理委員会委員長　網島毅
昭和二十七年四月二日設置した。

九 呼出符号 JBUT
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一 A一、A二 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 kc 水晶発振 リップル変調 二五〇W 但し、三、七〇〇kcは五〇W

補助装置 A一 A一、A二 一、一八〇 一、三五〇 一、六一〇 一、八二〇 二、〇四〇 kc 水晶発振 リップル変調 五〇W

特殊設備 レーダー P〇 九、四六〇Mc マグネトロン発振 特殊 二二KW

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千三百十六号

はちじょう無線局の呼出名称は、昭和二十六年十月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年二月二十四日 第三〇八〇号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年二月二十三日
八 設置場所 はちじょう(主たる停泊港 神戸)
九 呼出符号及び呼出名称 JMEE じゅんしせんはちじょう
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 六一〇 六五〇 九〇〇 九五〇 一、〇五〇 一、二〇〇 一、三五〇 一、七五〇 一、八五〇 二、七八五 kc 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 一二五WW

A一、A二、A三 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 六一〇 六五〇 九〇〇 九五〇 一、〇五〇 一、二〇〇 一、三五〇 一、七五〇 一、八五〇 二、七八五 kc 水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 一二五WW A三 一七〇WW

特殊設備 レーダー P〇 九、三八三Mc マグネトロン発振 特殊 三〇KW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千三百十七号

第五金平丸無線局の周波数は、昭和二十六年三月二十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年三月二十九日 第一〇三〇号
二 免許人の氏名 鞍橋幸太郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第五金平丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出名称 こごうきんぺいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 二、一〇五、二〇〇、二、四〇五、二、六五〇、二、八五五 kc 水晶発振 終段遮蔽格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千三百十八号

雪川丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年五月二十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三二二〇号
二 免許人の名称 川崎汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 川崎汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信収扱局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 雪川丸(主たる停泊港 神戸)
九 呼出符号 JBZP
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一、A二 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 kc 水晶発振 リップル変調 二五〇W

補助装置 A一、A二 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 kc 主発振 リップル変調 五〇W

十一 空中線の型式及び構成 傾斜型、逆L型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用義務時間 十六時間

◉電波監理委員会告示第千三百十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百六十二号第八新生丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年三月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日

電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「第八新生丸」を「第一藤吉丸」に、第九項中「だいはちしんせいまる」を「だいいちふじよしまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第千三百二十号

第十金比羅丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年九月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一三〇号
二 免許人の氏名 大野已之助
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 第十大邦丸(主たる停泊港 福岡)
九 呼出符号及び呼出名称 JAJP だいじゅうたいほうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 一、五〇〇、一、八〇〇、二、一〇〇、二、六〇〇、二、九〇〇、三、一〇〇、五、五二〇、五、五七〇 kc 水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二、A三 一七〇WW

A一 一二五WW

十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十一号

みさご丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月二日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第二二六〇号
二 免許人の名称 昭和漁業株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

電波監理委員会委員長 網島 毅

五 通信の相手方 焼津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八 設置場所 みさご丸(主たる停泊港 焼津)
九 呼出符号及び呼出名称 JDEQ みさごまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二 三七五 四二五 四六〇 五一〇 五四〇 六一〇 六五〇 九〇〇 九五〇 一、〇五〇 一、二〇〇 一、三五〇 一、七五〇 一、八五〇 二、七八五 kc 第一、第二装置 主発振 水晶発振 第一装置 A二 リップル変調 A一、A二 一五〇W 但し、八、三二五kcは一〇〇W 第二装置 A三 終段抑制格子変調 リップル変調 A三 五〇W

A一 A一、A二、A三 三、五二〇、三、七〇〇、三、八二〇、四、〇四〇、四、一五〇、四、二六〇、四、三五〇、四、四二〇、四、五〇〇、四、六二〇、四、七二〇、四、八五〇、五、〇五〇、五、一七〇、五、二八〇、五、四〇〇、五、五一〇、五、六二〇、五、七五〇、五、八七〇、六、〇〇〇、六、一二〇、六、二五〇、六、三七〇、六、五〇〇、六、六二〇、六、七五〇、六、八七〇、七、〇〇〇、七、一二〇、七、二五〇、七、三七〇、七、五〇〇、七、六二〇、七、七五〇、七、八七〇、八、〇〇〇、八、一二〇、八、二五〇、八、三七〇、八、五〇〇、八、六二〇、八、七五〇、八、八七〇、九、〇〇〇、九、一二〇、九、二五〇、九、三七〇、九、五〇〇、九、六二〇、九、七五〇、九、八七〇、一〇、〇〇〇、一〇、一二〇、一〇、二五〇、一〇、三七〇、一〇、五〇〇、一〇、六二〇、一〇、七五〇、一〇、八七〇、一一、〇〇〇、一一、一二〇、一一、二五〇、一一、三七〇、一一、五〇〇、一一、六二〇、一一、七五〇、一一、八七〇、一二、〇〇〇、一二、一二〇、一二、二五〇、一二、三七〇、一二、五〇〇、一二、六二〇、一二、七五〇、一二、八七〇、一三、〇〇〇、一三、一二〇、一三、二五〇、一三、三七〇、一三、五〇〇、一三、六二〇、一三、七五〇、一三、八七〇、一四、〇〇〇、一四、一二〇、一四、二五〇、一四、三七〇、一四、五〇〇、一四、六二〇、一四、七五〇、一四、八七〇、一五、〇〇〇、一五、一二〇、一五、二五〇、一五、三七〇、一五、五〇〇、一五、六二〇、一五、七五〇、一五、八七〇、一六、〇〇〇、一六、一二〇、一六、二五〇、一六、三七〇、一六、五〇〇、一六、六二〇、一六、七五〇、一六、八七〇、一七、〇〇〇、一七、一二〇、一七、二五〇、一七、三七〇、一七、五〇〇、一七、六二〇、一七、七五〇、一七、八七〇、一八、〇〇〇、一八、一二〇、一八、二五〇、一八、三七〇、一八、五〇〇、一八、六二〇、一八、七五〇、一八、八七〇、一九、〇〇〇、一九、一二〇、一九、二五〇、一九、三七〇、一九、五〇〇、一九、六二〇、一九、七五〇、一九、八七〇、二〇、〇〇〇、二〇、一二〇、二〇、二五〇、二〇、三七〇、二〇、五〇〇、二〇、六二〇、二〇、七五〇、二〇、八七〇、二一、〇〇〇、二一、一二〇、二一、二五〇、二一、三七〇、二一、五〇〇、二一、六二〇、二一、七五〇、二一、八七〇、二二、〇〇〇、二二、一二〇、二二、二五〇、二二、三七〇、二二、五〇〇、二二、六二〇、二二、七五〇、二二、八七〇、二三、〇〇〇、二三、一二〇、二三、二五〇、二三、三七〇、二三、五〇〇、二三、六二〇、二三、七五〇、二三、八七〇、二四、〇〇〇、二四、一二〇、二四、二五〇、二四、三七〇、二四、五〇〇、二四、六二〇、二四、七五〇、二四、八七〇、二五、〇〇〇、二五、一二〇、二五、二五〇、二五、三七〇、二五、五〇〇、二五、六二〇、二五、七五〇、二五、八七〇、二六、〇〇〇、二六、一二〇、二六、二五〇、二六、三七〇、二六、五〇〇、二六、六二〇、二六、七五〇、二六、八七〇、二七、〇〇〇、二七、一二〇、二七、二五〇、二七、三七〇、二七、五〇〇、二七、六二〇、二七、七五〇、二七、八七〇、二八、〇〇〇、二八、一二〇、二八、二五〇、二八、三七〇、二八、五〇〇、二八、六二〇、二八、七五〇、二八、八七〇、二九、〇〇〇、二九、一二〇、二九、二五〇、二九、三七〇、二九、五〇〇、二九、六二〇、二九、七五〇、二九、八七〇、三〇、〇〇〇、三〇、一二〇、三〇、二五〇、三〇、三七〇、三〇、五〇〇、三〇、六二〇、三〇、七五〇、三〇、八七〇、三一、〇〇〇、三一、一二〇、三一、二五〇、三一、三七〇、三一、五〇〇、三一、六二〇、三一、七五〇、三一、八七〇、三二、〇〇〇、三二、一二〇、三二、二五〇、三二、三七〇、三二、五〇〇、三二、六二〇、三二、七五〇、三二、八七〇、三三、〇〇〇、三三、一二〇、三三、二五〇、三三、三七〇、三三、五〇〇、三三、六二〇、三三、七五〇、三三、八七〇、三四、〇〇〇、三四、一二〇、三四、二五〇、三四、三七〇、三四、五〇〇、三四、六二〇、三四、七五〇、三四、八七〇、三五、〇〇〇、三五、一二〇、三五、二五〇、三五、三七〇、三五、五〇〇、三五、六二〇、三五、七五〇、三五、八七〇、三六、〇〇〇、三六、一二〇、三六、二五〇、三六、三七〇、三六、五〇〇、三六、六二〇、三六、七五〇、三六、八七〇、三七、〇〇〇、三七、一二〇、三七、二五〇、三七、三七〇、三七、五〇〇、三七、六二〇、三七、七五〇、三七、八七〇、三八、〇〇〇、三八、一二〇、三八、二五〇、三八、三七〇、三八、五〇〇、三八、六二〇、三八、七五〇、三八、八七〇、三九、〇〇〇、三九、一二〇、三九、二五〇、三九、三七〇、三九、五〇〇、三九、六二〇、三九、七五〇、三九、八七〇、四〇、〇〇〇、四〇、一二〇、四〇、二五〇、四〇、三七〇、四〇、五〇〇、四〇、六二〇、四〇、七五〇、四〇、八七〇、四一、〇〇〇、四一、一二〇、四一、二五〇、四一、三七〇、四一、五〇〇、四一、六二〇、四一、七五〇、四一、八七〇、四二、〇〇〇、四二、一二〇、四二、二五〇、四二、三七〇、四二、五〇〇、四二、六二〇、四二、七五〇、四二、八七〇、四三、〇〇〇、四三、一二〇、四三、二五〇、四三、三七〇、四三、五〇〇、四三、六二〇、四三、七五〇、四三、八七〇、四四、〇〇〇、四四、一二〇、四四、二五〇、四四、三七〇、四四、五〇〇、四四、六二〇、四四、七五〇、四四、八七〇、四五、〇〇〇、四五、一二〇、四五、二五〇、四五、三七〇、四五、五〇〇、四五、六二〇、四五、七五〇、四五、八七〇、四六、〇〇〇、四六、一二〇、四六、二五〇、四六、三七〇、四六、五〇〇、四六、六二〇、四六、七五〇、四六、八七〇、四七、〇〇〇、四七、一二〇、四七、二五〇、四七、三七〇、四七、五〇〇、四七、六二〇、四七、七五〇、四七、八七〇、四八、〇〇〇、四八、一二〇、四八、二五〇、四八、三七〇、四八、五〇〇、四八、六二〇、四八、七五〇、四八、八七〇、四九、〇〇〇、四九、一二〇、四九、二五〇、四九、三七〇、四九、五〇〇、四九、六二〇、四九、七五〇、四九、八七〇、五〇、〇〇〇、五〇、一二〇、五〇、二五〇、五〇、三七〇、五〇、五〇〇、五〇、六二〇、五〇、七五〇、五〇、八七〇、五一、〇〇〇、五一、一二〇、五一、二五〇、五一、三七〇、五一、五〇〇、五一、六二〇、五一、七五〇、五一、八七〇、五二、〇〇〇、五二、一二〇、五二、二五〇、五二、三七〇、五二、五〇〇、五二、六二〇、五二、七五〇、五二、八七〇、五三、〇〇〇、五三、一二〇、五三、二五〇、五三、三七〇、五三、五〇〇、五三、六二〇、五三、七五〇、五三、八七〇、五四、〇〇〇、五四、一二〇、五四、二五〇、五四、三七〇、五四、五〇〇、五四、六二〇、五四、七五〇、五四、八七〇、五五、〇〇〇、五五、一二〇、五五、二五〇、五五、三七〇、五五、五〇〇、五五、六二〇、五五、七五〇、五五、八七〇、五六、〇〇〇、五六、一二〇、五六、二五〇、五六、三七〇、五六、五〇〇、五六、六二〇、五六、七五〇、五六、八七〇、五七、〇〇〇、五七、一二〇、五七、二五〇、五七、三七〇、五七、五〇〇、五七、六二〇、五七、七五〇、五七、八七〇、五八、〇〇〇、五八、一二〇、五八、二五〇、五八、三七〇、五八、五〇〇、五八、六二〇、五八、七五〇、五八、八七〇、五九、〇〇〇、五九、一二〇、五九、二五〇、五九、三七〇、五九、五〇〇、五九、六二〇、五九、七五〇、五九、八七〇、六〇、〇〇〇、六〇、一二〇、六〇、二五〇、六〇、三七〇、六〇、五〇〇、六〇、六二〇、六〇、七五〇、六〇、八七〇、六一、〇〇〇、六一、一二〇、六一、二五〇、六一、三七〇、六一、五〇〇、六一、六二〇、六一、七五〇、六一、八七〇、六二、〇〇〇、六二、一二〇、六二、二五〇、六二、三七〇、六二、五〇〇、六二、六二〇、六二、七五〇、六二、八七〇、六三、〇〇〇、六三、一二〇、六三、二五〇、六三、三七〇、六三、五〇〇、六三、六二〇、六三、七五〇、六三、八七〇、六四、〇〇〇、六四、一二〇、六四、二五〇、六四、三七〇、六四、五〇〇、六四、六二〇、六四、七五〇、六四、八七〇、六五、〇〇〇、六五、一二〇、六五、二五〇、六五、三七〇、六五、五〇〇、六五、六二〇、六五、七五〇、六五、八七〇、六六、〇〇〇、六六、一二〇、六六、二五〇、六六、三七〇、六六、五〇〇、六六、六二〇、六六、七五〇、六六、八七〇、六七、〇〇〇、六七、一二〇、六七、二五〇、六七、三七〇、六七、五〇〇、六七、六二〇、六七、七五〇、六七、八七〇、六八、〇〇〇、六八、一二〇、六八、二五〇、六八、三七〇、六八、五〇〇、六八、六二〇、六八、七五〇、六八、八七〇、六九、〇〇〇、六九、一二〇、六九、二五〇、六九、三七〇、六九、五〇〇、六九、六二〇、六九、七五〇、六九、八七〇、七〇、〇〇〇、七〇、一二〇、七〇、二五〇、七〇、三七〇、七〇、五〇〇、七〇、六二〇、七〇、七五〇、七〇、八七〇、七一、〇〇〇、七一、一二〇、七一、二五〇、七一、三七〇、七一、五〇〇、七一、六二〇、七一、七五〇、七一、八七〇、七二、〇〇〇、七二、一二〇、七二、二五〇、七二、三七〇、七二、五〇〇、七二、六二〇、七二、七五〇、七二、八七〇、七三、〇〇〇、七三、一二〇、七三、二五〇、七三、三七〇、七三、五〇〇、七三、六二〇、七三、七五〇、七三、八七〇、七四、〇〇〇、七四、一二〇、七四、二五〇、七四、三七〇、七四、五〇〇、七四、六二〇、七四、七五〇、七四、八七〇、七五、〇〇〇、七五、一二〇、七五、二五〇、七五、三七〇、七五、五〇〇、七五、六二〇、七五、七五〇、七五、八七〇、七六、〇〇〇、七六、一二〇、七六、二五〇、七六、三七〇、七六、五〇〇、七六、六二〇、七六、七五〇、七六、八七〇、七七、〇〇〇、七七、一二〇、七七、二五〇、七七、三七〇、七七、五〇〇、七七、六二〇、七七、七五〇、七七、八七〇、七八、〇〇〇、七八、一二〇、七八、二五〇、七八、三七〇、七八、五〇〇、七八、六二〇、七八、七五〇、七八、八七〇、七九、〇〇〇、七九、一二〇、七九、二五〇、七九、三七〇、七九、五〇〇、七九、六二〇、七九、七五〇、七九、八七〇、八〇、〇〇〇、八〇、一二〇、八〇、二五〇、八〇、三七〇、八〇、五〇〇、八〇、六二〇、八〇、七五〇、八〇、八七〇、八一、〇〇〇、八一、一二〇、八一、二五〇、八一、三七〇、八一、五〇〇、八一、六二〇、八一、七五〇、八一、八七〇、八二、〇〇〇、八二、一二〇、八二、二五〇、八二、三七〇、八二、五〇〇、八二、六二〇、八二、七五〇、八二、八七〇、八三、〇〇〇、八三、一二〇、八三、二五〇、八三、三七〇、八三、五〇〇、八三、六二〇、八三、七五〇、八三、八七〇、八四、〇〇〇、八四、一二〇、八四、二五〇、八四、三七〇、八四、五〇〇、八四、六二〇、八四、七五〇、八四、八七〇、八五、〇〇〇、八五、一二〇、八五、二五〇、八五、三七〇、八五、五〇〇、八五、六二〇、八五、七五〇、八五、八七〇、八六、〇〇〇、八六、一二〇、八六、二五〇、八六、三七〇、八六、五〇〇、八六、六二〇、八六、七五〇、八六、八七〇、八七、〇〇〇、八七、一二〇、八七、二五〇、八七、三七〇、八七、五〇〇、八七、六二〇、八七、七五〇、八七、八七〇、八八、〇〇〇、八八、一二〇、八八、二五〇、八八、三七〇、八八、五〇〇、八八、六二〇、八八、七五〇、八八、八七〇、八九、〇〇〇、八九、一二〇、八九、二五〇、八九、三七〇、八九、五〇〇、八九、六二〇、八九、七五〇、八九、八七〇、九〇、〇〇〇、九〇、一二〇、九〇、二五〇、九〇、三七〇、九〇、五〇〇、九〇、六二〇、九〇、七五〇、九〇、八七〇、九一、〇〇〇、九一、一二〇、九一、二五〇、九一、三七〇、九一、五〇〇、九一、六二〇、九一、七五〇、九一、八七〇、九二、〇〇〇、九二、一二〇、九二、二五〇、九二、三七〇、九二、五〇〇、九二、六二〇、九二、七五〇、九二、八七〇、九三、〇〇〇、九三、一二〇、九三、二五〇、九三、三七〇、九三、五〇〇、九三、六二〇、九三、七五〇、九三、八七〇、九四、〇〇〇、九四、一二〇、九四、二五〇、九四、三七〇、九四、五〇〇、九四、六二〇、九四、七五〇、九四、八七〇、九五、〇〇〇、九五、一二〇、九五、二五〇、九五、三七〇、九五、五〇〇、九五、六二〇、九五、七五〇、九五、八七〇、九六、〇〇〇、九六、一二〇、九六、二五〇、九六、三七〇、九六、五〇〇、九六、六二〇、九六、七五〇、九六、八七〇、九七、〇〇〇、九七、一二〇、九七、二五〇、九七、三七〇、九七、五〇〇、九七、六二〇、九七、七五〇、九七、八七〇、九八、〇〇〇、九八、一二〇、九八、二五〇、九八、三七〇、九八、五〇〇、九八、六二〇、九八、七五〇、九八、八七〇、九九、〇〇〇、九九、一二〇、九九、二五〇、九九、三七〇、九九、五〇〇、九九、六二〇、九九、七五〇、九九、八七〇、一〇〇、〇〇〇、一〇〇、一二〇、一〇〇、二五〇、一〇〇、三七〇、一〇〇、五〇〇、一〇〇、六二〇、一〇〇、七五〇、一〇〇、八七〇、一〇一、〇〇〇、一〇一、一二〇、一〇一、二五〇、一〇一、三七〇、一〇一、五〇〇、一〇一、六二〇、一〇一、七五〇、一〇一、八七〇、一〇二、〇〇〇、一〇二、一二〇、一〇二、二五〇、一〇二、三七〇、一〇二、五〇〇、一〇二、六二〇、一〇二、七五〇、一〇二、八七〇、一〇三、〇〇〇、一〇三、一二〇、一〇三、二五〇、一〇三、三七〇、一〇三、五〇〇、一〇三、六二〇、一〇三、七五〇、一〇三、八七〇、一〇四、〇〇〇、一〇四、一二〇、一〇四、二五〇、一〇四、三七〇、一〇四、五〇〇、一〇四、六二〇、一〇四、七五〇、一〇四、八七〇、一〇五、〇〇〇、一〇五、一二〇、一〇五、二五〇、一〇五、三七〇、一〇五、五〇〇、一〇五、六二〇、一〇五、七五〇、一〇五、八七〇、一〇六、〇〇〇、一〇六、一二〇、一〇六、二五〇、一〇六、三七〇、一〇六、五〇〇、一〇六、六二〇、一〇六、七五〇、一〇六、八七〇、一〇七、〇〇〇、一〇七、一二〇、一〇七、二五〇、一〇七、三七〇、一〇七、五〇〇、一〇七、六二〇、一〇七、七五〇、一〇七、八七〇、一〇八、〇〇〇、一〇八、一二〇、一〇八、二五〇、一〇八、三七〇、一〇八、五〇〇、一〇八、六二〇、一〇八、七五〇、一〇八、八七〇、一〇九、〇〇〇、一〇九、一二〇、一〇九、二五〇、一〇九、三七〇、一〇九、五〇〇、一〇九、六二〇、一〇九、七五〇、一〇九、八七〇、一一〇、〇〇〇、一一〇、一二〇、一一〇、二五〇、一一〇、三七〇、一一〇、五〇〇、一一〇、六二〇、一一〇、七五〇、一一〇、八七〇、一一一、〇〇〇、一一一、一二〇、一一一、二五〇、一一一、三七〇、一一一、五〇〇、一一一、六二〇、一一一、七五〇、一一一、八七〇、一一二、〇〇〇、一一二、一二〇、一一二、二五〇、一一二、三七〇、一一二、五〇〇、一一二、六二〇、一一二、七五〇、一一二、八七〇、一一三、〇〇〇、一一三、一二〇、一一三、二五〇、一一三、三七〇、一一三、五〇〇、一一三、六二〇、一一三、七五〇、一一三、八七〇、一一四、〇〇〇、一一四、一二〇、一一四、二五〇、一一四、三七〇、一一四、五〇〇、一一四、六二〇、一一四、七五〇、一一四、八七〇、一一五、〇〇〇、一一五、一二〇、一一五、二五〇、一一五、三七〇、一一五、五〇〇、一一五、六二〇、一一五、七五〇、一一五、八七〇、一一六、〇〇〇、一一六、一二〇、一一六、二五〇、一一六、三七〇、一一六、五〇〇、一一六、六二〇、一一六、七五〇、一一六、八七〇、一一七、〇〇〇、一一七、一二〇、一一七、二五〇、一一七、三七〇、一一七、五〇〇、一一七、六二〇、一一七、七五〇、一一七、八七〇、一一八、〇〇〇、一一八、一二〇、一一八、二五〇、一一八、三七〇、一一八、五〇〇、一一八、六二〇、一一八、七五〇、一一八、八七〇、一一九、〇〇〇、一一九、一二〇、一一九、二五〇、一一九、三七〇、一一九、五〇〇、一一九、六二〇、一一九、七五〇、一一九、八七〇、一二〇、〇〇〇、一二〇、一二〇、一二〇、二五〇、一二〇、三七〇、一二〇、五〇〇、一二〇、六二〇、一二〇、七五〇、一二〇、八七〇、一二一、〇〇〇、一二一、一二〇、一二一、二五〇、一二一、三七〇、一二一、五〇〇、一二一、六二〇、一二一、七五〇、一二一、八七〇、一二二、〇〇〇、一二二、一二〇、一二二、二五〇、一二二、三七〇、一二二、五〇〇、一二二、六二〇、一二二、七五〇、一二二、八七〇、一二三、〇〇〇、一二三、一二〇、一二三、二五〇、一二三、三七〇、一二三、五〇〇、一二三、六二〇、一二三、七五〇、一二三、八七〇、一二四、〇〇〇、一二四、一二〇、一二四、二五〇、一二四、三七〇、一二四、五〇〇、一二四、六二〇、一二四、七五〇、一二四、八七〇、一二五、〇〇〇、一二五、一二〇、一二五、二五〇、一二五、三七〇、一二五、五〇〇、一二五、六二〇、一二五、七五〇、一二五、八七〇、一二六、〇〇〇、一二六、一二〇、一二六、二五〇、一二六、三七〇、一二六、五〇〇、一二六、六二〇、一二六、七五〇、一二六、八七〇、一二七、〇〇〇、一二七、一二〇、一二七、二五〇、一二七、三七〇、一二七、五〇〇、一二七、六二〇、一二七、七五〇、一二七、八七〇、一二八、〇〇〇、一二八、一二〇、一二八、二五〇、一二八、三七〇、一二八、五〇〇、一二八、六二〇、一二八、七五〇、一二八、八七〇、一二九、〇〇〇、一二九、一二〇、一二九、二五〇、一二九、三七〇、一二九、五〇〇、一二九、六二〇、一二九、七五〇、一二九、八七〇、一三〇、〇〇〇、一三〇、一二〇、一三〇、二五〇、一三〇、三七〇、一三〇、五〇〇、一三〇、六二〇、一三〇、七五〇、一三〇、八七〇、一三一、〇〇〇、一三一、一二〇、一三一、二五〇、一三一、三七〇、一三一、五〇〇、一三一、六二〇、一三一、七五〇、一三一、八七〇、一三二、〇〇〇、一三二、一二〇、一三二、二五〇、一三二、三七〇、一三二、五〇〇、一三二、六二〇、一三二、七五〇、一三二、八七〇、一三三、〇〇〇、一三三、一二〇、一三三、二五〇、一三三、三七〇、一三三、五〇〇、一三三、六二〇、一三三、七五〇、一三三、八七〇、一三四、〇〇〇、一三四、一二〇、一三四、二五〇、一三四、三七〇、一三四、五〇〇、一三四、六二〇、一三四、七五〇、一三四、八七〇、一三五、〇〇〇、一三五、一二〇、一三五、二五〇、一三五、三七〇、一三五、五〇〇、一三五、六二〇、一三五、七五〇、一三五、八七〇、一三六、〇〇〇、一三六、一二〇、一三六、二五〇、一三六、三七〇、一三六、五〇〇、一三六、六二〇、一三六、七五〇、一三六、八七〇、一三七、〇〇〇、一三七、一二〇、一三七、二五〇、一三七、三七〇、一三七、五〇〇、一三七、六二〇、一三七、七五〇、一三七、八七〇、一三八、〇〇〇、一三八、一二〇、一三八、二五〇、一三八、三七〇、一三八、五〇〇、一三八、六二〇、一三八、七五〇、一三八、八七〇、一三九、〇〇〇、一三九、一二〇、一三九、二五〇、一三九、三七〇、一三九、五〇〇、一三九、六二〇、一三九、七五〇、一三九、八七〇、一四〇、〇〇〇、一四〇、一二〇、一四〇、二五〇、一四〇、三七〇、一四〇、五〇〇、一四〇、六二〇、一四〇、七五〇、一四〇、八七〇、一四一、〇〇〇、一四一、一二〇、一四一、二五〇、一四一、三七〇、一四一、五〇〇、一四一、六二〇、一四一、七五〇、一四一、八七〇、一四二、〇〇〇、一四二、一二〇、一四二、二五〇、一四二、三七〇、一四二、五〇〇、一四二、六二〇、一四二、七五〇、一四二、八七〇、一四三、〇〇〇、一四三、一二〇、一四三、二五〇、一四三、三七〇、一四三、五〇〇、一四三、六二〇、一四三、七五〇、一四三、八七〇、一四四、〇〇〇、一四四、一二〇、一四四、二五〇、一四四、三七〇、一四四、五〇〇、一四四、六二〇、一四四、七五〇、一四四、八七〇、一四五、〇〇〇、一四五、一二〇、一四五、二五〇、一四五、三七〇、一四五、五〇〇、一四五、六二〇、一四五、七五〇、一四五、八七〇、一四六、〇〇〇、一四六、一二〇、一四六、二五〇、一四六、三七〇、一四六、五〇〇、一四六、六二〇、一四六、七五〇、一四六、八七〇、一四七、〇〇〇、一四七、一二〇、一四七、二五〇、一四七、三七〇、一四七、五〇〇、一四七、六二〇、一四七、七五〇、一四七、八七〇、一四八、〇〇〇、一四八、一二〇、一四八、二五〇、一四八、三七〇、一四八、五〇〇、一四八、六二〇、一四八、七五〇、一四八、八七〇、一四九、〇〇〇、一四九、一二〇、一四九、二五〇、一四九、三七〇、一四九、五〇〇、一四九、六二〇、一四九、七五〇、一四九、八七〇、一五〇、〇〇〇、一五〇、一二〇、一五〇、二五〇、一五〇、三七〇、一五〇、五〇〇、一五〇、六二〇、一五〇、七五〇、一五〇、八七〇、一五一、〇〇〇、一五一、一二〇、一五一、二五〇、一五一、三七〇、一五一、五〇〇、一五一、六二〇、一五一、七五〇、一五一、八七〇、一五二、〇〇〇、一五二、一二〇、一五二、二五〇、一五二、三七〇、一五二、五〇〇、一五二、六二〇、一五二、七五〇、一五二、八七〇、一五三、〇〇〇、一五三、一二〇、一五三、二五〇、一五三、三七〇、一五三、五〇〇、一五三、六二〇、一五三、七五〇、一五三、八七〇、一五四、〇〇〇、一五四、一二〇、一五四、二五〇、一五四、三七〇、一五四、五〇〇、一五四、六二〇、一五四、七五〇、一五四、八七〇、一五五、〇〇〇、一五五、一二〇、一五五、二五〇、一五五、三七〇、一五五、五〇〇、一五五、六二〇、一五五、七五〇、一五五、八七〇、一五六、〇〇〇、一五六、一二〇、一五六、二五〇、一五六、三七〇、一五六、五〇〇、一五六、六二〇、一五六、七五〇、一五六、八七〇、一五七、〇〇〇、一五七、一二〇、一五七、二五〇、一五七、三七〇、一五七、五〇〇、一五七、六二〇、一五七、七五〇、一五七、八七〇、一五八、〇〇〇、一五八、一二〇、一五八、二五〇、一五八、三七〇、一五八、五〇〇、一五八、六二〇、一五八、七五〇、一五八、八七〇、一五九、〇〇〇、一五九、一二〇、一五九、二五〇、一五九、三七〇、一五九、五〇〇、一五九、六二〇、一五九、七五〇、一五九、八七〇、一六〇、〇〇〇、一六〇、一二〇、一六〇、二五〇、一六〇、三七〇、一六〇、五〇〇、一六〇、六二〇、一六〇、七五〇、一六〇、八七〇、一六一、〇〇〇、一六一、一二〇、一六一、二五〇、一六一、三七〇、一六一、五〇〇、一六一、六二〇、一六一、七五〇、一六一、八七〇、一六二、〇〇〇、一六二、一二〇、一六二、二五〇、一六二、三七〇、一六二、五〇〇、一六二、六二〇、一六二、七五〇、一六二、八七〇、一六三、〇〇〇、一六三、一二〇、一六三、二五〇、一六三、三七〇、一六三、五〇〇、一六三、六二〇、一六三、七五〇、一六三、八七〇、一六四、〇〇〇、一六四、一二〇、一六四、二五〇、一六四、三七〇、一六四、五〇〇、一六四、六二〇、一六四、七五〇、一六四、八七〇、一六五、〇〇〇、一六五、一二〇、一六五、二五〇、一六五、三七〇、一六五、五〇〇、一六五、六二〇、一六五、七五〇、一六五、八七〇、一六六、〇〇〇、一六六、一二〇、一六六、二五〇、一六六、三七〇、一六六、五〇〇、一六六、六二〇、一六六、七五〇、一六六、八七〇、一六七、〇〇〇、一六七、一二〇、一六七、二五〇、一六七、三七〇、一六七、五〇〇、一六七、六二〇、一六七、七五〇、一六七、八七〇、一六八、〇〇〇、一六八、一二〇、一六八、二五〇、一六八、三七〇、一六八、五〇〇、一六八、六二〇、一六八、七五〇、一六八、八七〇、一六九、〇〇〇、一六九、一二〇、一六九、二五〇、一六九、三七〇、一六九、五〇〇、一六九、六二〇、一六九、七五〇、一六九、八七〇、一七〇、〇〇〇、一七〇、一二〇、一七〇、二五〇、一七〇、三七〇、一七〇、五〇〇、一七〇、六二〇、一七〇、七五〇、一七〇、八七〇、一七一、〇〇〇、一七一、一二〇、一七一、二五〇、一七一、三七〇、一七一、五〇〇、一七一、六二〇、一七一、七五〇、一七一、八七〇、一七二、〇〇〇、一七二、一二〇、一七二、二五〇、一七二、三七〇、一七二、五〇〇、一七二、六二〇、一七二、七五〇、一七二、八七〇、一七三、〇〇〇、一七三、一二〇、一七三、二五〇、一七三、三七〇、一七三、五〇〇、一七三、六二〇、一七三、七五〇、一七三、八七〇、一七四、〇〇〇、一七四、一二〇、一七四、二五〇、一七四、三七〇、一七四、五〇〇、一七四、六二〇、一七四、七五〇、一七四、八七〇、一七五、〇〇〇、一七五、一二〇、一七五、二五〇、一七五、三七〇、一七五、五〇〇、一七五、六二〇、一七五、七五〇、一七五、八七〇、一七六、〇〇〇、一七六、一二〇、一七六、二五〇、一七六、三七〇、一七六、五〇〇、一七六、六二〇、一七六、七五〇、一七六、八七〇、一七七、〇〇〇、一七七、一二〇、一七七、二五〇、一七七、三七〇、一七七、五〇〇、一七七、六二〇、一七七、七五〇、一七七、八七〇、一七八、〇〇〇、一七八、一二〇、一七八、二五〇、一七八、三七〇、一七八、五〇〇、一七八、六二〇、一七八、七五〇、一七八、八七〇、一七九、〇〇〇、一七九、一二〇、一七九、二五〇、一七九、三七〇、一七九、五〇〇、一七九、六二〇、一七九、七五〇、一七九、八七〇

昭27.4.2.　第7569号

◉電波監理委員会告示第千三百二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十六日　第八一九一号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属の東京、塩釜、名古屋、神戸、広島、門司、舞鶴、新潟、佐世保、函館、釧路、稚内及び室蘭の各固定局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　送信所　小樽市朝里町柾里　東経一四一度〇三分　北緯四三度一〇分
　　通信所　小樽市南浜町番外地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
　　JNL―20　(注一、三)A一　四、一五〇kc　水晶発振　三〇〇W
　　JNL―21　(注一、四)A一　七、五四五kc　〃　五〇〇W
　　JNL―31　JNL―2031　(注二)　A一　A一　三、六六五kc　四、二〇〇kc　〃　二五〇W
十　空中線の型式及び構成　ダブレット、傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　(注一)の周波数の使用は、東京、塩釜、名古屋、神戸、広島、門司、舞鶴、新潟、佐世保、函館及び釧路と通信を行う場合に限る。
　　(注二)の周波数の使用は、函館、釧路、稚内及び室蘭と通信を行う場合に限る。
　　(注三)の周波数の使用は、夜間に限る。
　　(注四)の周波数の使用は、昼間に限る。

◉電波監理委員会告示第千三百二十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十日　第八二〇一号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　小樽市朝里町柾里　東経一四一度〇三分　北緯四三度一〇分
　　通信所　小樽市南浜町番外地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JNL　A二、A一　四六八kc、五〇〇kc、五八〇kc、六一〇kc、二、〇八六kc　水晶発振　第一装置　A一　吸収管式　第二、第三装置　A一　吸収管式　A二　終段抑制格子変調(吸収管式)　A一　二五〇W　A二　五〇〇W
　　JNL―2　〃　A一　六、三七五kc
　　JNL
十　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月十一日　第六二九二号
二　免許人の名称　九州電力株式会社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　電気事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　九州電力株式会社所属の九州地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.電力の確保及び供電業務の遂行に必要な事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期間　昭和二十八年三月十日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　九州地方
　　常置場所　福岡市渡辺通二丁目三五番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ7AL　F三　一五三・九七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月十一日　第六二九三号
二　免許人の名称　九州電力株式会社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　電気事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　九州電力株式会社所属の九州地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.電力の確保及び供電業務の遂行に必要な事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期間　昭和二十八年三月十日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　九州地方
　　常置場所　福岡市渡辺通二丁目三五番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ7AM　F三　一五三・九七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月十一日　第六二九四号
二　免許人の名称　九州電力株式会社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　電気事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　九州電力株式会社所属の九州地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.電力の確保及び供電業務の遂行に必要な事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年三月十日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　九州地方
　　常置場所　福岡市渡辺通二丁目三五番地　東経一三〇度二四分　北緯三三度三五分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ7AN　F三　一五三・九七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第二一六三号
二　免許人の名称　株式会社　中部日本新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社中部日本新聞社所属の東海地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　名古屋市中区御幸本町通り二の二四　東経一三六度五四分　北緯三五度一〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ3AB　F二、F三　一五一・一七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　マルチスカート
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百二十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第二一六四号
二　免許人の名称　株式会社　中部日本新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社中部日本新聞社所属の名古屋実用化試験局(基地局)及び東海地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　自動車　移動範囲　東海地方
　　常置場所　名古屋市中区御幸本町通り二の二四　東経一三六度五四分　北緯三五度一〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ3AA　F二、F三、F四　一五一・一七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ、垂直ダブレット(反射器付)
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千三百三十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年三月一日　第二一六五号
二　免許人の名称　株式会社　中部日本新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社中部日本新聞社所属の名古屋実用化試験局(基地局)及び東海地方を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年二月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　可搬　移動範囲　東海地方
　　常置場所　名古屋市中区御幸本町通り二の二四　東経一三六度五四分　北緯三五度一〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　　JJ3AK　F三　一五一・一七Mc　水晶発振　位相変調　リアクタンス管　〇・二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ、垂直ダイポール(反射器付)
十一　運用許容時間　常時

◉**大蔵省告示第五百九十七号**

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十條第三項の規定により、外国為替業務を営む営業所の位置の変更を次のとおり許可した。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

銀行名	営業所名	新所在地	旧所在地	変更期日	許可年月日
株式会社日本勧業銀行	船場支店	大阪府大阪市東区北久太郎町三丁目二十九番地	大阪府大阪市東区博労町三丁目十番地の一	昭和二十七年三月十七日	昭和二十七年三月二十五日

◉**大蔵省告示第五百九十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、福井信用金庫第一回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 福井信用金庫第一回割増金附定期積金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡給付金額 一口一万二千円

㈢掛金の金額及び回数 千円 十二回

㈣抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同月三十日まで。

四 割増金 抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	五
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	五〇	一、〇〇〇
計		一、一一八

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	二
二等	一〇、〇〇〇	五
三等	五、〇〇〇	一〇
四等	一、〇〇〇	五〇
五等	五〇〇	一〇〇
六等	二〇〇	一、〇〇〇
七等	一〇〇	八、八三二
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六 割増金の支払開始期日 当せん決定後七日を経過した日

◉**大蔵省告示第五百九十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、下関信用金庫第四回えびす定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 下関信用金庫第四回えびす定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	四
三等	三〇〇	二〇
四等	一〇〇	二〇〇
五等	四五	四〇〇
六等	二〇	一九、三七四
計		二〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十五日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十三日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、広島信用金庫第十一回割増金附ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 広島信用金庫第十一回割増金附ほがらか定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各九組につき次のとおりとする。但し、ほがらか賞及び特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
ほがらか賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞	三〇、〇〇〇	一
一等	一〇、〇〇〇	七
二等	一、〇〇〇	二七
三等	五〇〇	九〇
四等	一〇〇	二七〇
五等	五〇	九〇〇
六等	三〇	九、〇〇〇
七等	二〇	七九、七〇四
計		九〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十五日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十四日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、京都府信用金庫第十一回楽喜定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 京都府信用金庫第十一回楽喜定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	100,000円	一本
一等	10,000	九
二等	1,000	10
三等	500	100
四等	100	200
五等	四0	10,000
六等	二0	八九,六七五
信用金庫賞	三,000	五
計		100,000

五 抽せん期日 昭和二十七年六月七日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大聖寺町信用組合第一回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 大聖寺町信用組合第一回割増金附定期貯金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月二十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	二
二等	一〇〇	一〇
三等	五〇	五〇
四等	一五	九三七
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月三日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十日

七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回岐阜信用金庫割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第九回岐阜信用金庫割増金附定期預金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月十五日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	五〇
三等	三〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	五、〇〇〇
五等	四五	四四、四四五
計		五〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月二十五日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、第六回岐阜信用金庫割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月二日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第六回岐阜信用金庫割増金附定期積金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡給付金額 一口一万二千円

㈢掛金の金額及び回数 千円 十二回

㈣抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月三日から同年五月三十一日まで。

四 割増金 抽せん権七千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	六
二等	一、〇〇〇	七〇
三等	一〇〇	七〇〇
計		七七七

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	六
二等	三、〇〇〇	七〇
三等	五〇〇	七〇〇
四等	一〇〇	一、四〇〇
五等	五〇	四、八二三
計		七、〇〇〇

五 抽せん期日 組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六 割増金の支払開始期日 当せん決定後五日を経過した日

◉**農林省告示第百二十七号**

農機具依頼検査規程(昭和二十四年農林省告示第二百十号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二日 農林大臣 広川 弘禅

別表を次のように改める。

別表

農機具依頼検査手数料

品目		手数料
犂(すき)(プラウを含む。)		四、〇〇〇円
動力耕うん機(ガーデントラクターを含む。)		一五、〇〇〇
砕土器(ハローを含む。)		四、〇〇〇
土入器	人力用	一、〇〇〇
	畜力用	四、〇〇〇
水田中耕除草器	人力用	一、〇〇〇
	畜力用	四、〇〇〇
カルチベーター	人力用	二、〇〇〇
	畜力用	四、〇〇〇
人力噴霧機	肩掛型	三、〇〇〇
	一本管	三、〇〇〇
	普通型	三、〇〇〇
	自動型	五、〇〇〇
	コーカン型	五、〇〇〇
	高圧コーカン型	八、〇〇〇
動力噴霧機		一〇、〇〇〇
人力撒粉機		三、〇〇〇
動力撒粉機		一〇、〇〇〇
人力脱穀機		三、〇〇〇
動力脱穀機		七、〇〇〇
唐箕		三、〇〇〇
万石		三、〇〇〇
もみすり機	唐箕付	七、〇〇〇
	四吋未満全自動	九、〇〇〇
	四吋以上全自動	一〇、〇〇〇
米選器		三、〇〇〇
精米機、精麦機	三馬力未満	六、〇〇〇
	三馬力以上	八、〇〇〇
製粉機	二馬力未満	八、〇〇〇
	二馬力以上	一〇、〇〇〇
なわない機、製莚機、わら切機	人力用	三、〇〇〇
	人力動力兼用	五、〇〇〇
	動力用	五、〇〇〇
農用発動機		一〇、〇〇〇
もみすり用ゴムロール		一、〇〇〇

◉**通商産業省告示第七十三号**

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一第三十号の規定に基き、仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物を次のように指定する。

昭和二十七年四月二日 通商産業大臣 高橋龍太郎

左の意匠(通商産業省通商雑貨局、通商産業局および日用品検査所に備え付ける雑貨意匠台帳によつて現示するもの)またはこれと類似の意匠を使用した貨物

意雑第一号

同 第二号

同 第三号

◉**郵政省告示第八十八号**

簡易郵便局規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基き、昭和二十七年三月二十二日限り次の簡易郵便局を廃止した。但し、その局で取り扱つた事務は下記郵便局が引きついだ。

昭和二十七年四月二日 郵政大臣 佐藤 栄作

名称	位置	引きつぎ局
梅園簡易郵便局	埼玉県入間郡梅園村	越生郵便局

◉**郵政省告示第八十九号**

簡易郵便局規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基き、昭和二十七年四月十六日から、次の簡易郵便局を設置する。

昭和二十七年四月二日 郵政大臣 佐藤 栄作

名称	位置	委託事務
下新城(しもしんじょう)簡易郵便局	秋田県南秋田郡下新城村(追分局郵便区内)	簡易郵便局規則第四條に掲げる事務
勝平(かつひら)簡易郵便局	秋田市新屋町大字三ツ小屋(新屋局郵便区内)	同

昭27．4．2．　第7569号

稲舟簡易郵便局	山形県新庄市大字松本（新庄局郵便区内）	同
四ッ小屋簡易郵便局	秋田県河辺郡四ッ小屋村（仁井田局郵便区内）	簡易郵便局規則第四条第一号および第三号から第五号までに掲げる事務
磐井渋民簡易郵便局	岩手県東磐井郡渋民村大字渋民（摺沢局郵便区内）	同
又重簡易郵便局	青森県三戸郡倉石村大字又重（倉石局郵便区内）	同
山下宮城療養所内簡易郵便局	宮城県亘理郡山下村高瀬（山下局郵便区内）	同

◉電気通信省告示第九十五号

昭和二十七年三月三十一日から、次の郵便局に電話通話事務を開始した。

昭和二十七年四月二日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置
岡原郵便局	熊本県球磨郡岡原村

◉電気通信省告示第九十六号

次の郵便局の電話交換業務をそれぞれ下記の日から開始し、又は廃止した。

但し、廃止した業務は、下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年四月二日　電気通信大臣　佐藤　栄作

一、開始

名称	位置	開始年月日
田野郵便局	愛媛県周桑郡田野村	昭和二七、三、一六
調の川郵便局	長崎県北松浦郡調の川町	二七、四、一
二木楠郵便局	長崎県南松浦郡岐宿町	二七、四、一
四ッ谷郵便局	秋田県仙北郡四ッ屋村	二七、三、一七

二、廃止

名称	位置	承継局	廃止年月日
勝立郵便局	大牟田市	大牟田電話局	昭和二七、三、二〇

正誤

昭和二十七年三月四日海上保安庁告示第三号中四五頁一段一一行から一四行に至る『同表同部「PS 46 あさちどり」を「PS 46 曙丸」に、「PS 52 CP 7」を「PS 52 さよちどり」に改め、「PS 75 きそ」の項の次に次のように加える。』は『同表同部「PS 46 あさちどり」を「PS 46 曙丸」に改め、「PS 75 きそ」の項の次に次のように加える。』の誤り。

海上保安庁官報報告主任

昭和二十七年三月二十六日農林省告示第百五号中四五五頁二段四行「昭和二十六年」は「昭和二十七年」の、同三段六行「吉江晴朗」は「吉江清朗」の、同日農林省告示第百六号八行「甲三一九ノ二、甲三一九ノ二」は「甲三一九ノ二、甲三一九ノ三」の、同三月二十七日農林省告示第百十号中四七九頁一段二行「宇ヲベイ板」は「宇ヲベイ坂」の、同三月二十八日農林省告示第百十一号中四九〇頁三段八行「ヲハイ水五六一二」は「ヲハイ水五六二二」の、同日農林省訓令第三号中五〇〇頁下段飼うさぎ皮の項中「三〇、〇〇〃」は「三〇、〇〇〇〃」のいずれも誤植

国会事項

○衆議院

◉法律公布奏上及通知　三月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律

小型機船底びき網漁業整理特別措置法

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律

輸出信用保険法の一部を改正する法律

外務公務員法

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律

屋外広告物法の一部を改正する法律

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

資産再評価法の一部を改正する法律

通行税法の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法等の一部を改正する法律

郵便為替法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律

特別調達庁設置法の一部を改正する法律

◉報告書受領　三月三十一日内閣から公益事業令第五十七條の規定に基き、次の報告書を受領した。

昭和二十六年水力調査報告書

◉議案提出　三月三十一日議員から提出した議案は次の通りである。

主要農作物種子法案（坂田英一外二十三名提出）

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（松田鉄蔵外十一名提出）

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（坂田英一外二十二名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方公務員法の一部を改正する法律案

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

◉議案送付　三月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

◉議案通知書受領　三月三十一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

外務公務員法案

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

又同日参議院において、第十二回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

◉辞令

（各通）

参事　吉田　三郎
同　萩谷　哲夫
同　杉田　松造
同　伊藤　信二
同　中塚忠次郎

願に依り本職を免ずる（三月三十一日）

○参議院

◉議案提出　三月二十九日内閣から左の議案を提出した。

昭和二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

又同日衆議院から左の議案を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

◉議案受領　三月二十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

商品取引所法の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

道路整備特別措置法案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

特定道路整備事業特別会計法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

外国人登録法案

◉議案付託　三月二十九日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

昭和二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

決算委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

通商産業委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一八号）

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件（閣承認第三号）

法務委員会に付託

道路整備特別措置法案（閣法第九四号）

海上保安庁法の一部を改正する法律案（閣法第一〇〇号）

建設委員会に付託

文部省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇二号）

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案（閣法第一〇九号）

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一四号）

法務府設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一七号）

内閣委員会に付託

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

特定道路整備事業特別会計法案（閣法第九五号）

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第九六号）

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第九七号）

大蔵委員会に付託

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第八八号）

外国人登録法案（閣法第八九号）

外務委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二二号）

議院運営委員会に付託

◉議案受領（予備審査）　三月二十九日内閣から左の議案が送付された。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

国際連合への加盟について承認を求めるの件

国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

◉議案付託（予備審査）　三月二十九日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

農業災害補償法臨時特例法案（閣法第一三七号）

農林委員会に付託

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第一三八号）

大蔵委員会に付託

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案（閣法第一三六号）

国際連合への加盟について承認を求めるの件（閣條第四号）

国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件（閣條第五号）

外務委員会に付託

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第一三九号）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案（閣法第一四〇号）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案（閣法第一四一号）

法務委員会に付託

◉報告書受領　三月二十九日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄から地方財政平衡交付金法第七條の規定に基く左の報告書を受領した。

昭和二十七年度地方団体の歳入歳出の総額見込書

◉請願書及び陳情書送付　三月三十一日議院において採択することを議決した中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願外三件の請願および中小企業の危機打開に関する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

◉報告書提出　三月二十九日委員長から左の報告書を提出した。

外務公務員法案可決報告書

通商産業委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

通商産業委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

○参議院法制局

◉叙任及び辞令

◉昭和二十七年四月一日

通商産業事務官　岡崎　庄盛
参議院法制局参事に任ずる

参議院法制局参事　岡田　武彦
通商産業省へ出向を命ずる（三月三十一日）

同　堀合　道三
工業技術庁へ出向を命ずる

同　岡崎　庄盛
参議院法制局第三部第二課長を命ずる

同　杉山恵一郎
参議院法制局第一部第二課長を命ずる

（以上四月一日）

辞令

○行政管理庁

総理府事務官　中川　融
（各通）　同　柳下　昌男
十三級四号俸を給する

同　岡田　良一
（各通）　同　関本　健男
十一級四号俸を給する

同　赤塚亘三郎
十一級三号俸を給する

同　松沢日出雄
九級二号俸を給する（以上四月一日）

○文部省

文部教官　河野　太郎
徳島大学教授に補する（二月十六日）

同　神原　周
アメリカ合衆国へ出張を命ずる（二月二十八日）

同　佐久間武司
願により本官を免ずる（二月二十九日）

同　長野忠四郎
北海道大学助手を命ずる

同　岸上　定男
東京教育大学助教授に補する

昭27.4.2.　第7569号

同　笹島　貞雄
福井大学講師に補する
同　佐藤　一郎
鳥取大学講師に補する（以上三月一日）
同　酒井軍治郎
弘前大学教授に補する
同　村井　秀夫
東北大学講師に補する
同　武田志麻之輔
長崎大学教授に補する（以上三月十六日）
（各通）同　吉田　武子
同　松平　友子
同　湯浅　年子
お茶の水女子大学教授に補する
同　宮坂　哲文
お茶の水女子大学助教授に補する
（各通）同　伊吹　知勢
同　林　巌
お茶の水女子大学講師に補する
（各通）同　柳沢　澄子
同　吉松　藤子
お茶の水女子大学助手を命ずる（以上三月三十一日）

○会計検査院

会計検査院事務官　宮沢四司人
（各通）同　小林　雄全
願に依り本官を免ずる（三月二十四日）
同　小沢　定司
事務総長官房法規改善課長を命ずる
同　井上　孝
検査第二局司法検査課長を命ずる
同　福島　三郎
検査第三局農林検査第二課長を命ずる
会計検査院技官兼会計検査院事務官　保岡　豊
検査第四局鉄道検査第一課長を命ずる
会計検査院事務官　秋山　昌平
検査第四局鉄道検査第二課長を命ずる
同　松原　克己
検査第四局出資検査課長を命ずる
同　大沢　実
検査第四局鉄道検査第一課長事務取扱を免ずる（以上三月二十五日）

総理府公告

○土地調整委員会聴聞会開催公告

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三條第一項の規定により、鉱区禁止地域指定請求について左の要領で聴聞会を開催するから、土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第二條の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年四月二日

土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　事案の要旨　内閣総理大臣請求の岐阜県揖斐郡久瀬村及び藤橋村の久瀬発電所関係鉱区禁止地域指定（昭和二十七年二月十六日土地調整委員会告示第六号参照）並びに同県大野郡朝日町及び高根村の朝日発電所関係鉱区禁止地域指定（昭和二十七年二月二十二日土地調整委員会告示第七号参照）について
二　期日　昭和二十七年五月九日午後一時より
三　場所　岐阜県庁内
備考
1. 聴聞会に出席して意見を述べようとする者は、土地調整委員会設置法施行規則第三條第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を昭和二十七年四月十七日までに、東京都文京区小石川町一ノ一ノ十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。
2. 出席者は、申し出た者の中から土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三條第一項の規定により、鉱区禁止地域指定請求について左の要領で聴聞会を開催するから、土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第二條の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年四月二日

土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　事案の要旨　福岡県知事請求の糟屋郡大川村、仲原村及び須恵村に所在する駕輿丁池、新大間池等の関係地域の鉱区禁止地域指定について（昭和二十七年二月十五日土地調整委員会告示第五号参照）
二　期日　昭和二十七年五月九日午前十時より
三　場所　福岡県庁内
備考
1. 聴聞会に出席して意見を述べようとする者は、土地調整委員会設置法施行規則第三條第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を昭和二十七年四月十七日までに、東京都文京区小石川町一ノ一ノ十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。
2. 出席者は、申し出た者の中から土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

法務府公告

○押収物還付公告

柏原区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第三一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五千六百八十三円
二、紙袋　三枚
○同押第三二号（同）
一、換価金　一万六千二百六十七円
二、紙袋　三枚
三、麻袋　一枚
四、布袋　十五枚
○同押第三三号（同）
一、換価金　七千七百四十三円
二、布袋　三枚
三、紙袋　二枚
四、麻袋　一枚
○同押第三四号（同）
一、換価金　二万六千三百八十七円
二、布袋　三枚
三、麻袋　二枚
四、麻小袋　十二枚
五、布小袋　二十六枚
○同押第三五号（同）
一、換価金　九千二百九十五円
二、布袋　四枚
○同押第三六号（同）
一、換価金　三千五百四十七円
二、麻袋　二枚
○同押第三七号（同）
一、換価金　三千二百四十二円七十銭
二、風呂敷　三枚
三、紙袋　一枚
四、布袋　一枚
○同押第三八号（同）
一、換価金　三千四百九十九円
二、麻袋　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第三九号（同）
一、換価金　七千一百四十三円
二、風呂敷　五枚
三、リュックサック　一個
四、鞄　一個
五、布小袋　一枚
六、手提袋　一枚
○同押第四〇号（同）
一、換価金　五千一百六十八円
二、麻袋　一枚
三、紙袋　一枚
○同押第四一号（同）
一、換価金　二千三百八円
二、布袋　三枚
三、風呂敷　三枚
四、紙袋　一枚
五、ブリキ箱　一個
○同押第四二号（同）
一、換価金　六千八百八十四円
二、布袋　二枚
三、麻袋　一枚

名古屋区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年裁押第一〇八二〇号（鈴木富美子窃盗被告事件）
一、中古女物簡単服　一枚
二、中古女物夏上衣　一枚
三、服生地　十二ヤール
四、名古屋帯　一本
五、女物夏単重千代田銘仙着物　一枚
○昭和二十六年裁押第二八一号（田村トク性病予防法違反被告事件）
一、健康診断命令書の受領書　四枚
二、受領書　一枚

名古屋地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年裁押第四九八号（堀千代子窃盗私文書偽造行使詐欺被告事件）
一、日比野かね名義の身分証明書　一枚
二、森本名義の邦章　一個
○同裁押第三二七号（河原正平私文書偽造行使被告事件）
一、請求書　四通
二、同　五通
三、同　二通
○同裁押第三九三号（井上宗郎詐欺被告事件）
一、封書　一通
二、印鑑　一個
○同裁押第四一一号（水谷圭一外三名常習賭博被告事件）
一、布製鞄　一個
二、洋傘　一本
○同裁押第六二〇号（千潤徳外一名煙草専売法違反被告事件）
一、煙草光　六個
○同裁押第二五九号（谷口満乙業務上横領被告事件）
一、領収書　一枚
○同裁押第四〇六号（大鉛良考夫外一名窃盗贓物故買被告事件）
一、古物台帳　一冊
二、残品整理帳　一冊
三、被服仕入帳　一冊
四、古物売買申込書　一枚
五、売上帳　一冊
六、雑記帳　一冊
○同裁押第五四二号（桐山潔窃盗被告事件）
一、写真機　一台
○昭和二十六年裁押第五六号（光田てる子詐欺被告事件）
一、印鑑　一個

犬山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年押第五四四号（岩井義政外八名賭博事件）
一、現金　五百円
○昭和二十六年押第三三三号（武馬さゑ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千九百六十円
○同押第二三三号（沢野義雄外十名賭博事件）
一、さいころ　二個
二、古新聞　一枚
○同押第四六五号（長沼登窃盗事件）
一、十型腕巻時計　一個
二、銀指輪　一個

屋代区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第五号（被疑者不明食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　千二百六十三円
二、木箱　二
三、麻縄　二
四、木綿袋　二

福岡地方検察庁飯塚支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年領第一〇号（酒江浩二外一名強盗傷人事件）
一、立会封金　三十円
○同領第一九号（許斐雄外一名賍物運搬事件等）
一、同　五千円
○同領第三四号（鶴田清吉物価統制令違反事件）
二、同　二百四十二円
○同領第一一二号（金仍水同）
一、編上靴　一足
二、黒短靴　一足
○同領第一六一号（宇佐波時雄外一名窃盗事件）
一、自転車々体　一台
○同領第一六三号（金七万古物取締法違反事件）
一、人絹簡単服生地　三丈
二、地下足袋　一足
三、編上靴　一足
四、バンド　一本
五、風呂敷　一枚
○同領第一八三号（西本年光外六名強盗傷人事件）
一、立会封金　五円
○同領第一九一号（山下重徳外二名強盗事件）
一、出刃庖丁　一個
二、半毛上服　一枚
三、鼠色木綿上服　一枚
四、白色木綿手拭　一枚
五、木綿ワイシャツ　一枚
○同領第二〇二号（森政男逃走事件等）
一、メリヤス下着　一枚
二、ネルのシャツ　一枚
三、手提袋　一個
○昭和二十三年領第一六一号（森松一人横領事件）
一、立会封金　二百四十円十五銭
○昭和二十四年領第一七六号（佐野六三四詐欺事件）
一、同　二百九十一円十二銭
○昭和二十五年領第二一四号（桝田行雄賍物牙保事件）
一、男物羽織の厚生ズボン　一枚
二、女物羽織と着物　一枚
○同領第二八七号（飯島政夫詐欺未遂事件）
一、立会封金　一百円

松江地方検察庁益田支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年押第三号（白成祚外八名昭和二十一年勅令二七七号違反事件）
一、換価金　五万六千九百六十三円
二、便箋　一冊
三、封書　二通
四、名刺　一枚

十勝池田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一一一号（友西俊春漁業法違反事件）
一、車竿　一
二、釣　一
三、釣鉛付　一
四、竿袋　一
○昭和二十五年押第四四二号（太田春治北海道漁業取締規則違反事件）
一、車竿　一
○同押第四五二号（奥野光雄同）
一、車竿　一

八重区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第一三七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、竹籠　一個
二、風呂敷　八枚
三、布袋　七枚
四、リュックサック　一個
○同領第一四六号（同）
一、手提袋　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一四七号（同）
一、リュックサック　一個
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
四、手提袋　一枚
○同領第一四八号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一四九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、白布袋　一枚
○同領第一二〇号（同）
一、風呂敷　一枚
二、白布袋　一枚
○同領第一五一号（同）
一、布袋　一枚
二、手提袋　一枚
○同領第一五二号（同）
一、布袋　一枚
二、風呂敷　二枚
三、木箱　一個
○同領第一五三号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一五四号（同）
一、紙袋　一枚
二、セメン袋　一枚
○昭和二十七年領第七号（同）
一、白布袋　二枚
二、赤色風呂敷　一枚
三、空色風呂敷　一枚
四、うす赤色風呂敷　一枚
○同領第八号（同）
一、布袋　二枚
二、木箱　一個
○同領第九号（同）
一、風呂敷　一枚
二、米入れ布袋　一枚
○同領第一〇号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一一号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○同領第一二号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布袋　一枚
○昭和二十六年保第一〇三号（同）
一、換価金　五千六百七十五円
○同保第一一六号（同）
一、同　三百四十六円
○同保第一一七号（同）
一、同　六百十五円
○同保第一一八号（同）
一、同　三百二十三円
○同保第一一九号（同）
一、同　五百九円
○同保第一二〇号（同）
一、同　四百九十一円
○同保第一二一号（同）
一、同　二百九十三円
○同保第一二二号（同）
一、同　四百四十五円
○同保第一二三号（同）
一、同　四百十三円
○同保第一二四号（同）
一、同　二百五十一円
○同保第一三二号（同）
一、同　九百九十円
○同保第一三三号（同）
一、同　八百十九円
○同保第一三四号（同）
一、同　二百五十四円
○同保第一三五号（同）
一、同　三百五十五円
○同保第一三六号（同）
一、同　四百六十一円
○同保第一三七号（同）
一、同　五百三十九円

東郷区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第六九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千四百九十九円
○同保第七一号（同）
一、同　六百九十二円
○同保第七二号（同）
一、同　八百七円
○同保第一〇二号（同）
一、同　四百五十六円
○同保第一一四号（同）
一、同　六百九十二円
○同保第一一五号（同）
一、同　八百九十四円
○同保第一一六号（同）
一、同　四百六十一円
○同保第一一九号（同）
一、同　八百七円
○同保第一二四号（同）
一、同　六百三十四円
○同保第一三三号（同）
一、同　七百七円
○同保第一三四号（同）
一、同　千七百五十円
○同保第一三五号（同）
一、同　四百七十九円
○同保第一三八号（同）
一、同　千二百五十三円
○同保第一四八号（同）
一、同　千六十七円
○同保第一四九号（同）
一、同　四百八十七円
○同保第一五〇号（同）
一、同　千百五十三円
○同保第一五六号（同）
一、同　千九十五円
○同保第一五七号（同）
一、同　九百二十二円
○同保第一五八号（同）
一、同　千二百十一円
○昭和二十六年領第二一四号（西江広義窃盗事件）
一、財布　一ケ
二、懐中電燈　一ケ
○昭和二十七年領第三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、リュック袋　一ケ
二、買物籠　一ケ
三、米袋　一ケ
○同領第四号（同）
一、風呂敷　三枚
二、米袋　三ケ
○同領第五号（同）
一、米袋　二ケ

川島区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第五号（岡田正子食糧管理法違反事件）
一、換価金　二百七十三円八十銭
○同押第九号（辻本一夫同）
一、同　一千一百九十七円十五銭
○同押第三九号（笠井達市同）
一、同　二千四百九十円八十四銭
○同押第四六号（三木孝同）
一、白木綿袋　一枚
二、換価金　二百八十一円九十六銭
○同押第五〇号（吉田ミツ同）
一、荷札　一枚
二、換価金　二百四十三円二十八銭
○同押第一〇三号（三谷実同）
一、麻袋　三枚
二、換価金　一千七十二円七十五銭
○同押第一四四号（長野千枝子同）
一、米麦等輸送許可書　一枚
二、換価金　六百七十九円三十二銭
○同押第一四八号（浜本マサ同）
一、リュックサック　一個
二、換価金　四百六十八円九十銭
○同押第一六六号（岡田俊恵同）
一、リュックサック　一個
二、木綿袋　一枚
三、換価金　七百四十二円九十銭
○同押第二〇三号（川人フサノ同）
一、米麦等輸送許可書　一通
二、換価金　六百七十九円二十六銭
○同押第二〇五号（住友徳四郎同）
一、荷札　二枚
二、白木綿袋　一枚
三、青色木綿袋　一枚
四、換価金　九百六十一円六十四銭
○同押第二〇六号（和佐田正夫同）
一、荷札　七枚
二、唐米袋　三枚
三、換価金　一千五百三十三円二十五銭

昭27.4.2.　第7569号

○同押第二二五号（河部清枝同）
一、風呂敷　一枚
二、袋　一枚
三、換価金　一千四百九十円七十三銭
○同押第二七一号（林大吉同）
一、中古木箱　一個
二、蓋　一枚
三、換価金　一千八百二円四十七銭
○昭和二十五年押第六三号（神崎金三同）
一、蒲叺　二枚
二、唐米袋　一枚
三、換価金　三千四百三十六円八十銭
○昭和二十六年押第三六号（氏名不詳同）
一、手提袋　一個
二、人絹袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、弁当箱　二個
五、換価金　七百六十二円

○工場財団

東京都中央区日本橋通三丁目六番地東邦レーヨン株式会社から徳島県板野郡北島町高房字川の上八番地所在の同社徳島工場に属する工場財団に対し土地及び機械器具を追加し新に目録追加の変更登記の申請ありたるにより右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、新に工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年四月二日
徳島地方法務局川内出張所

外務省公告

○旅券無効

一、昭和二十六年十二月二十七日付発給の後藤さき子に対する米国行旅券第五〇四〇号

右紛失の届出があつたから昭和二十七年三月二十八日以降無効とする。

昭和二十七年四月二日
外務省

裁判所公告（●印は新料金）

○準禁治産宣告

●昭和二十七年（家）第三九号
本籍並びに住所西八代郡共和村一色一九〇〇番地
事件本人　大正三年五月十日生　佐野於菟直

右の者に対し本籍並住所西八代郡共和村一色一九〇〇番地佐野かね子の申立により当裁判所は昭和二十七年三月二十日前記佐野於菟直を聾唖者と認め準禁治産を宣告した。

昭和二十七年三月二十四日
甲府家庭裁判所鰍沢支部

●本籍及び住所高知県安芸郡赤野村乙一八三一番地
事件本人　明治二十一年三月二十一日生　細川清志

右の者に対し、高知県安芸郡赤野村乙一八三一番地細川千代の申立により事件本人を浪費者と認め準禁治産を宣告した。

昭和二十七年三月十三日
高知家庭裁判所安芸支部
家事審判官　関根道一郎

○公示催告

●昭和二十七年（へ）第二号
茨城県多賀郡多賀町大久保甲間五九〇、吉久保勇方
申立人　太田悦蔵
右代理人　鯨井英輔

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十七日
横浜簡易裁判所
裁判官　松南健彦

（別紙）目録
一株券の種類及び枚数　百株券一枚
株券番号　Cは第三三五七号
株主氏名　太田悦蔵
額面金額　金五千円也
発行地　横浜市中区
会社の商号　日新運輸倉庫株式会社
会社設立年月日　昭和十三年十二月十四日
発行年月日　昭和二十六年六月三十日
資本総額　金八千万円

●昭和二十七年（へ）第三号
東京都千代田区丸の内二丁目六番地八重洲ビル
申立人　バンク、オブ、アメリカ、ナショナル、トラスト、アンド、セイヴィングス、アソシエーション
右代表者　ワイ、ジエー、ジョンソン、ジユニア
右代理人弁護士　湯浅恭三

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月三日
横浜簡易裁判所
裁判官　松南健彦

（別紙）倉荷証券の明細
一証券番号　横卯第五〇二〇号
寄託者　バンク、オヴ、アメリカ、ナショナル、トラスト、アンド、セイヴィングス、アソシエーション
発行者　日本倉庫建物株式会社横浜支店
種類品質箇数　亜麻仁油二九〇ドラム罐
数量　五四、五〇二瓩五一〇瓦
単量　一ドラム一八八瓩五九〇瓦
発行日　昭和二十六年五月十九日
入庫月日　昭和二十六年五月十六日
保管場所　日本倉庫建物株式会社平沼倉庫
保管期限　昭和二十七年五月十五日迄
総金額　金八、二四〇、七七九円四一銭

●昭和二十七年（へ）第一号
埼玉県北足立郡谷塚町大字谷塚五〇番地
申立人　大橋政夫

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十九日
浦和簡易裁判所
裁判官　高橋渉

（別紙）
一種類枚数　株式会社埼玉銀行株式百株券十枚
額面　金五万円
払込金額　一株に付五十円
記号番号　乙ほ自第一七七三〇号至第一七七三九号
株券発行年月日　昭和二十三年九月六日
株券発行者　浦和市高砂町二丁目一百六十二番地、株式会社埼玉銀行
最終株主　大橋政夫
最初株主　右同

●昭和二十七年（へ）第一号
松阪市湊町二七八番地
申立人　村林鶴吉
浜松市鴨江町一四五二番地
右代理人弁護士　白石信明

右申立人より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月三日午前十時までに当裁判所に権利を届出で右株券を提出せられたい。もし右期日までに届出及び提出がないときはその無効を宣言する。

昭和二十七年二月二十九日
浜松簡易裁判所
裁判官　上坂吉次

（別紙）目録
日本楽器製造株式会社株式
数量　（い）百株券二枚（ろ）五十株券一枚（は）十株券一枚（に）五株券一枚（ほ）一株券二枚
一枚の株券額面　（い）五千円（ろ）二千五百円（は）五百円（に）二百五十円（ほ）五十円
一株の払込金額　五十円
記号番号　（い）に戊第一二六四、四一八号（ろ）ろ丁第八二八号（は）に丙第一〇〇九号（に）に乙第二三〇号（ほ）に甲第七六一、七六二号
発行者　日本楽器製造株式会社
最終名義人及所持人　村林鶴吉

●昭和二十七年（へ）第六四号
大阪市浪速区幸町通二丁目一
申立人　日本建設工業株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
一種類　約束手形
数量　一通
額面　金八十万円
支払期日　昭和二十七年二月二十五日
支払地　大阪市
支払場所　日本興業銀行大阪支店
振出地　大阪市
記号番号　二七の二四
振出人　大阪市浪速区幸町通二丁目一番地、日本建設工業株式会社
振出日　昭和二十七年一月十五日
宛名人　坂本誠一

●昭和二十七年（へ）第六五号
西宮市御茶家所町十七
申立人　岡本久雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
住友電気工業株式会社株式一二八〇株
株券十八枚
額面　一株に付五十円
記号番号　（イ）ち乙自第一八〇八三至一八〇九四号（ロ）ち丙第一五五九号（ハ）ち丁自第四四一三至四四一五号（ニ）ち已第三五五九、三五六〇号
発行年月日　昭和二十六年九月十日
発行者　住友電気工業株式会社
最終株主　岡本久雄
種類　ち乙百株券ち丙五十株券ち丁十株券ち己一株券

●昭和二十七年（へ）第六六号
福岡県築上郡西角田村大字上ノ河内九百六十六番地
申立人　池田一夫

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから

その証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）株券目録
株式会社大阪造船所株式五十株
株券の記号番号　い第六七号
一枚の株券額面　金二千五百円
一枚の払込額　金五十円
株数　五十株
最終株主氏名　池田豊

●昭和二十七年（へ）第六七号
京都市左京区下鴨西高木町三十三番地
申立人　山田勝彦

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
同和火災海上保険株式会社株式一百株（株券一枚）
記号番号　戊三〇七八
株券額面　一株に付金五十円也
払込額　一株に付金五十円也
株券発行者　同和火災海上保険株式会社
株券発行日　昭和十九年四月二十九日
最終株主　日本証券株式会社

●昭和二十七年（へ）第六八号
富田林市新堂
申立人　杉多一夫
同　杉多操

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
日新化学工業株式会社株式五百株
杉多一夫の分　百株券二枚
記号番号　六新三、No三八三八五号、〃三八三三九号
最終株主　杉多一夫
杉多操の分　百株券三枚
記号番号　六新三、No三四五五六号、〃三六三七五号、〃三八九一八号
最終株主　杉多操
発行日　何れも昭和二十四年八月一日

●昭和二十七年（へ）第六九号
富山県下新川郡桜井町若栗川端
申立人　青山正四郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
東洋紡績株式会社株券額面五万円
内訳
額面　五千円（一百株）券全額払込済Aほ第一〇一五七一号より第一〇一五八〇号まで十枚
最終株主名　青山正四郎

●昭和二十七年（へ）第七〇号
東京都目黒区原町一三五〇番地
申立人　香西政一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十五日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
一種類　大阪商船株式会社株式
数量　五十株券一枚
額面金額　金二千五百円
一株の払込金額　金五十円
記番号　丁二一七号
発行者　大阪商船株式会社
最終名義人　深田明

●昭和二十七年（へ）第七二号
東京都中央区日本橋兜町一丁目八番地
申立人　証券代行株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
新日本窒素肥料株式会社株式四百株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　五千円（百株）券四枚
記号番号　は六一八四一、は六一八四二、は六一八四四、は六一八四五
発行年月日　昭和二十五年三月一日
最終名義人　山一証券株式会社取締役社長小池厚之助

●昭和二十七年（へ）第七三号
小樽市花園町東一丁目八番地
申立人　元居甚十郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
大阪商船株式会社株券二百株額面金一万円合計八枚
内訳
額面　金二千五百円十株券五枚
株券記号番号　2A三三二一、三三三二二、四四二一八、四二九三二、四二九三三
額面　金七千五百円五十株券三枚
株券記号番号　B九四〇七、2B二二五六九、二四二五五
一株の金額　五十円
最終株主名　元居甚十郎
株券発行者　大阪商船株式会社

●昭和二十七年（へ）第七四号
東京都杉並区荻窪三丁目二〇三番地
井出雅久方
申立人　須藤徳顕

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
住友電気工業株式会社旧株式一百株
内訳
（五十株券一枚）
株券額面　金二千五百円（全額払込済）
記号番号　へ丙〇〇三九
（十株券四枚）
株券額面　金五百円（全額払込済）
記号番号　へ丁自一七四五四至一七四五七
（五株券一枚）
株券額面　金二百五十円（全額払込済）
記号番号　へ戊二二六
（一株券五枚）
株券額面　金五十円（全額払込済）
記号番号　へ已自六五〇至六五一、に已自六〇五至六〇七
発行年月日　（へ号）昭和十九年六月十八日（に号）昭和十八年六月一日
発行者　住友電気工業株式会社
最終名義人　生熊健二
最終所持人　須藤徳顕

●昭和二十七年（へ）第七五号
兵庫県加東郡社町梶原二〇二番地の三
申立人　宮田賢一郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
関西電力株式会社株式十株券三枚
一株の払込額　金五百円也
額面　金五千円也
記号番号　あ内自六三八五七至六三八五九
発行日　昭和二十六年六月三十日
最終株主　宮田賢一郎

●昭和二十七年（へ）第七号
東京都江東区深川佐賀町一丁目四番地
申立人　田広鉄蔵
東京都中央区銀座五丁目二番地（田屋二階）
右代理人弁護士　高田一

右申立人依り別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言する。

昭和二十七年二月二十六日
神戸簡易裁判所

（別紙）株券目録
一発行者　中日本重工業株式会社取締役社長藤井深造
発行年月日　昭和二十五年八月一日
額面　（イ）金五百円（十株券）（ロ）金五千円也（百株券）
一株の金額　金五十円
記号番号　（イ）い三二三四五号、い三二三四六号（ロ）は一八三八五一号、は一八三八五二号
最終名義人　田広鉄蔵

●昭和二十七年（へ）第二号
東京都千代田区丸の内二丁目六番地八重洲ビル
申立人　バンク・オブ・アメリカ、ナショナル・トラスト・アンド・セイヴィングス・アソシエーション
右代表者　ワイ・ジェト・ジョンソン・ジュニア
東京都千代田区丸の内三丁目一番地、勧業証券ビル三階
右代理人弁護士　湯浅泰三
神戸市生田区西町三五帝銀ビル四〇八号室
右復代理人弁護士　熊谷直三

右申立人依り別紙表示の倉荷証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に倉荷証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十三日
神戸簡易裁判所

P. 50

(別紙)　倉庫証券の明細
一 証券番号　第一五〇二号
寄託者　バンク・オブ・アメリカ、ナショナル・トラスト・アンド・セイヴィングス・アソシエーション
発行者　森本倉庫株式会社
種類、品質、個数　亜麻仁(種)二六二五袋(麻袋入)
単量　一麻袋八〇瓩
発行日　昭和二十六年七月二十一日
保管場所　森本倉庫株式会社DA倉庫
保管期限　昭和二十七年四月二日
総金額　金一四、七〇万円也

●**昭和二十七年(ヘ)第二号**
山口県玖珂郡桑根村大字南桑
申立人　藤永　寛治
右代理人弁護士　浦部　全徳
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十四日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年二月二十五日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田　好文
(別紙)　株券目録
一 種類　日本陶器株式会社株式
数量　百株券二枚
株券額面　金五千円(百株券)
一株の払込金　金五十円
記号番号　六な第二八七八号、六な第二八七九号
発行者　日本陶器株式会社
発行年月日　昭和二十三年五月一日
最終名義人　藤永寛治
最終株券所持人　山口県玖珂郡桑根村大字南桑、藤永寛治

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
和歌山県和歌山市駿河町十八番地
申立人　山東　隆一
山口県山口市大字今道
右代理人　原田市之進
右申立人から別紙目録記載の証券について公示催告の申出をなしたので其の所持人は昭和二十七年十月十四日午前九時の公示催告期日迄に当裁判所に右証券を提出して権利の届出をして貰ひたい。若右期日迄に提出並届出のない場合は其の証券の無効を宣言することがあるかも知れない。
昭和二十七年二月二十七日
船木簡易裁判所
(別紙)　目録
小野田セメント株式会社株式五十株券六枚
記号番号　壬記は番第二七三号、第二七四号、自第二五一号至第二五四号
一枚の額面　金二千五百円(全額払込済)
発行年月日　昭和十三年九月二十五日
発行人　同会社取締役社長笠井真三
最終名義人　山東隆一

●**昭和二十七年(ヘ)第七号**
東京都杉並区天沼三の六〇八番地
申立人　井上　安治
宇部市大字小串一九七六の一
右代理人　山根　静夫
右申立人より別紙目録記載の証券につき、公示催告の申立があつたので、その証券の所持人は昭和二十八年一月二十三日午前九時までに、当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に提出並に届出のないときは、その証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十九日
宇部簡易裁判所
(別紙)　目録
宇部興産株式会社百株券二枚
記号番号　に号戊第三四四一〇号、第三四四一一号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　井上安治

●**昭和二十七年(ヘ)第六号**
高槻市大字高槻一の二七
申立人　徳田　豊
宇部市大字小串一九七六番地の一
右代理人　菅原　巻太
右申立人より別紙目録記載の証券につき、公示催告の申立があつたので、その証券の所持人は昭和二十八年一月二十三日午前九時までに、当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に権利の届出並に提出のないときは、その証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十九日
宇部簡易裁判所
(別紙)　目録
宇部興産株式会社百株券一枚
記号番号　に号戊第四七一一二号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十六年十二月二十六日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　徳田豊

●**昭和二十七年(ヘ)第二号**
東京都千代田区神田栄町三番地
申立人　株式会社東京特殊電気
右代表者取締役　小林　徳平
左記表示の証書につき右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証書を提出されたい。もし右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月五日
福島簡易裁判所
裁判官　中沢　四郎
記
一 貨物引換証一通
荷送人住所、氏名又は商号　東京都千代田区神田栄町三、株式会社東京特殊電気
荷受人住所、氏名又は商号　福島県伊達郡伏黒村箱崎、中村電気商会
品名荷造個数記号　電球ダンボール入二個
重量又は容積　二十五瓩
運送方法　積卸混載
運送品価格　金一万一千七十五円也
運賃料金及諸掛　金一百円也
引換証発行手数料　金七十円也
支払方法、運賃料金諸掛金引換証発行手数料着払
本証券作成年月日　昭和二十六年十一月十七日
到着地及び着駅日本通運株式会社福島支店伊達営業所　東北本線伊達
本証券作成地　東京都千代田区神田花岡町無番地
発行取扱駅所名　秋葉原駅
発行者　東北線秋葉原駅前日本通運株式会社秋葉原支店支店長伊東三男

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
香川県仲多度郡善通寺町大字善通寺三百五十二番地
申立人　三井　重雄
別紙表示の証券につき前記申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。もし右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十二日
善通寺簡易裁判所
裁判官　川島　喜平
(別紙)
一 小切手　一枚
額面　一万三千七百三十円
振出人　警察予備隊善通寺駐屯分任資金前渡官吏一等警察士藤沢一彦
宛名人　三井　重雄
振出先　日本銀行善通寺代理店
振出日付　昭和二十七年二月四日
振出番号　持参人払式小切手第八八五号

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
京都府与謝郡岩滝町字岩滝二〇二七番地
申立人　丹商株式会社
右代表取締役　坂上　和夫
右申立人より別紙目録記載の約束手形について公示催告の申立があつたから所持人は昭和二十七年十月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月八日
峰山簡易裁判所
裁判官　北村　貞一郎
(別紙)　目録
約束手形
金額　四十六万三千九百九十二円也
支払期日　昭和二十七年四月三十日
支払地　京都府網野町
支払場所　株式会社京都銀行網野支店
振出地　京都府網野町
振出日　昭和二十七年二月二十九日
振出人　田勇機業株式会社社長田茂井勇治
名宛人　丹商株式会社

●**昭和二十七年(ヘ)第六号**
兵庫県多可郡西脇町西脇一一四〇
申立人　藤政証券株式会社
右代理人　荒田　満夫
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年十一月七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい若し右期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月七日
尼崎簡易裁判所
(別紙)　株券目録
大日本紡績株式会社株式二百株(上記会社発行)但し、此の株券二枚
一株額面及払込　金五十円
株券種類　B戊(百株券)
記号番号　B戊一三六九八〇、B戊第一三六九八一
最終株主　駒田茂
所持人　藤政証券株式会社代表者藤田政市
株券発行年月日　昭和二十四年十月二十五日

●**昭和二十七年(ヘ)第三号**
名古屋市中区朝日町二丁目十番地
申立人　愛知トマト株式会社
右代表取締役　蟹江一太郎
右代理人弁護士　鈴木　匡
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月五日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年三月六日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田　好文
(別紙)　目録
愛知トマト株式会社株券十枚
一枚の額面金額　金二万五千円
記号及番号　Cい自第三三〇号至第三三九号
発行者　愛知トマト株式会社取締役社長蟹江一太郎
株式名義人　蟹江英吉

●**昭和二十七年(ヘ)第四号**
大阪市東区東雲町二丁目二二〇番地
申立人　吉田　知之
富山市千石町一六五番地
右代理人弁護士　河村　光男
別紙目録に記載した株券について右の者から公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十七年十一月十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし株券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月三日
富山簡易裁判所
裁判官　小森　武介
(別紙)　目録
燐化学工業株式会社株券百株券一枚
額面　五千円
一株金額　五十円
記号番号　保甲二八七九
最終名義人　吉田知之

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
富山県東礪波郡出町太郎丸二千九百二十四番地
申立人　西藤　友男
証券の表示
一、別紙の通り
右の株券について申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十一月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし其の株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねば其の株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月四日
出町簡易裁判所
裁判官　中尾　義正
(別紙)
(一)礪波工業株式会社百株券三枚
株券額面　金五千円
一株の払込金額　金五十円
記号番号　新甲ろ第五九〇号、新甲は第九六八号、新甲に第一二五七号
最終名義人　西藤友男
(二)礪波工業株式会社五十株券一枚
株券額面　金二千五百円
一株の払込金額　金五十円
記号番号　新甲は第一一一八号
最終名義人　西藤友男

●**昭和二十七年(ヘ)第四号**
福岡市地行東町一番丁二一六
申立人　吉井　楢雄
右代理人　川口　善弘
別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十月二十七日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。
昭和二十七年二月二十六日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田　猛哉
(別紙)　目録
送金小切手表示
固有番号　SP第二一二三号
発行番号　第二三四号
金額　金九万円也
振出日　昭和二十六年十二月二十九日
振出銀行　三和銀行梅田新道支店
支払銀行　三和銀行福岡支店
受取人(記名式)　吉井楢雄

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
東京都北多摩郡国分寺町大字本多新田四四七
申立人　三輪八十一
別紙目録に記載した証券について右の者より公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月十五日午前十時までに当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日までに右の届出と提出をしなければその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月五日
夕張簡易裁判所
(別紙)　目録
夕張鉄道株式会社旧株式十株券二枚
記号番号　乙七一四号、七一五号
額面金額　金五百円也
払込金額　一株につき金五十円也
発行者　夕張市鹿の谷三丁目二十一番地、夕張鉄道株式会社
発行の日　大正十三年五月一日
最終株主名義人　三輪八十一
夕張鉄道株式会社新株式十株券十枚
記号番号　乙自九三七号至九四六号
額面金額　金五百円也
払込金額　一株につき金三十五円也
発行者　夕張市鹿の谷三丁目二十一番地、夕張鉄道株式会社
発行の日　昭和四年九月五日
最終株主名義人　三輪八十一

●**昭和二十七年(ヘ)第一号**
愛媛県宇摩郡三島町大字三島千四百七十七番地の四
申立人　森　三代吉
証券の表示
一、別紙表示の通り
右の証券について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をしないとその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十八日
丸亀簡易裁判所
裁判官　太田　雅夫
(別紙)　目録
一 約束手形　一通
金額　金三十万円
支払期日　昭和二十七年三月十五日
支払場所　丸亀市中国銀行丸亀支店
振出地　香川県丸亀市
名宛人　無記名
振出日　昭和二十七年一月七日
振出人　丸亀市塩屋町浜本之良

●**昭和二十七年(ヘ)第四号**
名古屋市中区南伊勢町一丁目三、名古屋証券取引所内証券代行株式会社名古屋支社内
申立人　吉村　秀則
岡山市内山下三〇番地証券代行株式会社岡山支社内
右申立代理人　斉藤　信保
別紙目録記載の株券について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月四日午前十時迄に当裁判所にその権利を届出でられたい。若し右期日迄に右の届出をなさないときはその無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月五日
高松簡易裁判所
裁判官　横山　亮平
(別紙)　目録
四国電力株式会社株式一百株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　い戊八八七
発行年月日　昭和二十六年五月一日
最終名義人　高岡きみの

●**昭和二十七年(ヘ)第四五号**
福井県福井市経田中町十六
申立人　高橋他五郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野　保之
(別紙)　目録
日本郵船株式会社株券二十八枚三百株
記号番号及名義人　ゐ二六八〇三、丙二七六九七、ゐ二九四二四、ゐ二九四二七、丙三二六二五以上加藤太吉、乙一五二一五、乙一五二一七四、丙二一五一七以上株式会社静岡銀行、へ一九八二、へ二七五四六、へ四九〇九五、へ五九九四四、へ六五〇五七以上清水証券株式会社、へ九三四、へ一三八三、へ七八三〇、へ一三一一、へ二三二二三、へ四五四六四、へ四六八一一、へ四六八一二、へ五四五六一、へ五四八七八、へ五五四一〇、へ六〇五九八、へ六〇六三七、へ六六四六二、へ七〇四三二以上大谷博康
額面金額　十株券金五百円也、二十株券金一千円也
一株の金額　金五十円也全額払込済
株券発行者　日本郵船株式会社
最終所持人　高橋他五郎

●**昭和二十七年(ヘ)第六六号**
長野県松本市東源地一二六三
申立人　小林　保吉
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　目録
一 株式銘柄　日本通運株式会社
株券種類及数量　株式百株券六枚
株金額　金六万円也
記号番号　(イ)T一第九五五号(ロ)E自第七六〇八五号至第七六〇八六号(ハ)S自第四四四九二号至第四四四九四号
発行年月日　(イ)一七・四・一五(ロ)二五・一〇・五(ハ)二六・一〇・一〇
発行者　日本通運株式会社取締役社長早川慎一
最終名義人　小林保吉

●**昭和二十七年(ヘ)第六八号**
神奈川県横浜市西区東久保町一一五番地
申立人　池田　経久
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
(別紙)　株券目録
日産化学工業株式会社株式百株(百株券一枚)
額面金額　金五千円也
一株払込金額　金五十円也
発行者　日産化学工業株式会社
記号番号　ら甲一八五六五
発行年月日　昭和二十四年七月一日
最終名義人　小島豊
最終所持人　池田経久
東洋高圧工業株式会社一百株券一枚
株券額面　金五千円也
一株払込金額　金五十円也
記号番号　KB一四四九〇号
発行年月日　昭和二十五年三月一日
株券発行者　東洋高圧株式会社取締役社長石毛都治
最終株主名　尾崎次敬
最終所持人　池田経久

昭27.4.2. 第7569号

●昭和二十七年(ヘ)第一号
大阪市浪速区西円手町千二十七番地
申立人 三津商事株式会社
右代表者 泉 英敏
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたから、その証券の所持人は昭和二十七年十月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十七日
西淀川簡易裁判所
裁判官 湯川 昇
(別紙) 目 録
一 手形種類 約束手形
金額 金六万三千七百九十二円也
振出人 大阪市西淀川区野里町三百九十七番地、後藤鍛工株式会社取締役社長後藤安基
受取人 三津商事株式会社
振出日 昭和二十六年十月十三日
支払期日 昭和二十六年十二月二十一日
振出地 大阪市
支払地 大阪市
支払場所 株式会社第一銀行西淀川支店

●昭和二十七年(ヘ)第四号
福井県大野郡阪谷村発坂第十号二十八番地
申立人 島田 梅乃
申立人 島田 正雄
右親権者 母 島田 梅乃
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十九日
京都簡易裁判所
裁判官 西村悦蔵
(別紙) 目 録
京福電気鉄道株式会社株式二百一株
但し一株券六枚、五十株券三枚、十株券十三枚、五十株券一枚
株券額面 甲金五十円也、乙金二百五十円也、丙金五百円也、丁金二千五百円也
一株の払込額 金五十円也 (全額払込済)

記号番号 (1)は乙第三二二号、は丙第四五三〇号(2)へ甲第六二二〇号、へ甲第六二二一号、へ乙第一六〇六号、自へ丙第五二一四号至へ丙第五二一七号(3)自と甲第五五三五号至と甲第五五三八号、と乙第一〇〇三号、自と丙第五四二二号至と丙第五四二五号、自と丙第八二九三号至と丙第八二九六号、と丁第一四三七一号
発行者 京福電気鉄道株式会社
発行日 (1)昭和二十一年十月十五日 (2)昭和二十二年十二月一日 (3)昭和二十三年十二月一日
最終株主 島田俊雄

●昭和二十七年(ヘ)第五号
大阪市東成区森之宮南一丁目二五国税局森之宮寮
申立人 村上 茂次
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年十一月四日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十八日
尼崎簡易裁判所
(別紙) 目 録
一 種類 株式会社尼崎製鋼所株式
数量 百株券一枚
一枚の株券額面 金五千円 (全額払込済)
記号番号 り第七九三一
発行日 昭和二十六年十月一日
最終株主 村上茂次

●昭和二十七年(ヘ)第一号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山
申立人 大西 敬太
別紙目録表示の証券について申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。若し期日迄にその証券の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年二月二十五日
妙寺簡易裁判所
裁判官 古南為一
(別紙) 目 録
一 貨物引換証 一通
記号番号 堺(直)一四三三
荷送人住所氏名 尼崎市中浜町五十四日本ヒューム管尼崎工場
荷受人住所氏名 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山、大西敬太
運送品の種類重量荷造の種別箇数 ヒューム管、九百五十瓩、裸三箇
運送品価格 金一万千九百八十円也
発送駅 南海電気鉄道株式会社高野線汐見橋駅
到着駅 南海電気鉄道株式会社高野線九度山駅
証券作成年月日 昭和二十七年一月十一日
証券発行者 日本通運株式会社堺支店

●昭和二十六年(ヘ)第五号
東京都中央区日本橋本町四丁目十一番地
申立人 株式会社櫻村洋行
右代表取締役 浅田新之助
別紙表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから、其の所持人は昭和二十七年十二月六日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月六日
小田原簡易裁判所
裁判官 小林作蔵
(別紙) 目 録
富士写真フイルム株式会社株券七枚
五十株券
額面 金二千五百円也全額払込済
記号番号 ろ第三八一号、ろ第三八二号、と第四四五号、と第四四六号四枚
十株券
額面 金五百円也全額払込済
記号番号 自ち第八五〇号至ち第八五二号三枚
株券発行年月日 記号(ろ)昭和十二年十月十日、記号(と)(ち)昭和十九年四月一日
一株の金額 金五十円
株券発行者 富士写真フイルム株式会社
最終名義人 株式会社櫻村洋行取締役社長浅田新之助

○公示送達
被告人 石原 頼二
右の者に対する窃盗被告事件につき昭和二十七年六月三十日午前九時公判を開延するから当裁判所第二号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十七年三月二十七日
福井簡易裁判所
裁判官 今川常蔵

○破産宣告
●大阪市旭区大宮町七丁目二五九番地
債務者 大阪日章株式会社
右の者に対し当裁判所は昭和二十七年三月二十七日午前十時破産宣告を為したるを以つて左の通り公告する。
一、主文 債務者大阪日章株式会社を破産者とす。
一、破産管財人 大阪市南区西賑町八番地、滝川与一郎
一、債権届出期間 昭和二十七年四月十七日迄
一、第一回の債権者集会の期日 昭和二十七年四月二十五日午後一時
一、債権調査の期日 昭和二十七年四月二十五日午後一時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は其財産を交付すべからず。尚破産者に対し債務を負担する者又は其財産を所持する者が別除権を有するときは其債権を有する旨を昭和二十七年四月十七日迄に破産管財人に届出すること。
昭和二十七年三月二十七日
大阪地方裁判所

●金沢市上今町二十四番地
債務者 松岡 政治
右の者に対する昭和二十六年(フ)第六号破産事件につき、昭和二十七年三月二十八日当裁判所の為した破産宣告に対し公告すること左の如し。
一、債務者松岡政治を破産者とする。
一、破産管財人 金沢市西町一番丁三十五番地、弁護士小室薫
一、債権届出期間 昭和二十七年四月十四日迄
一、第一回債権者集会 昭和二十七年四月二十六日午前十時
一、債権調査の期日 昭和二十七年四月二十六日午前十時
一、破産者の所持者は破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をなし又は其の財産を交付すべからず。尚破産者に対し債務を負担する者又は其の財産を所持するものは其の旨、若し財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有する旨を昭和二十七年四月二十六日迄に破産管財人に届出すること。
昭和二十七年三月二十八日
金沢地方裁判所

○債権調査特別期日
●中津市千七百五番地
破産者 光栄融資株式会社
右の者に対する昭和二十六年(フ)第一号破産事件に付、債権調査の特別期日を昭和二十七年四月二十五日午前十時と定める。
昭和二十七年三月二十七日
大分地方裁判所中津支部

○和議手続開始
●神戸市生田区北長狭通一丁目十四番地
債務者 セントラル製菓株式会社
右に対する昭和二十七年(コ)第三号和議事件につき当裁判所は左の通り決定する。
一、債務者セントラル製菓株式会社に対し和議手続を開始する。
一、和議管財人 神戸市兵庫区湊川町一丁目一〇〇、弁護士爪谷篤治
一、債権届出期間 昭和二十七年四月二十五日迄
一、債権者集合の期日 昭和二十七年五月十三日午前十時
昭和二十七年三月二十六日午前十時決定
神戸地方裁判所

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年二月五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年三月二十八日
千代田区神田松枝町三十六番地
株式会社三四一商店
清算人 粟崎 汀

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年三月二十八日
東京都目黒区上目黒二の二〇一四
株式会社柳屋商店
清算人 柳谷 清

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年二月八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月二日
東京都港区芝田村町二丁目四番地
新英産業株式会社
清算人 堀越 晋一
清算事務所 武蔵野市吉祥寺四八〇番地

債権申出公告
当会社に対し債権を有せらるる向は本公告の日より三十日以内に御申出相成度若右期間内に御申出なき時は本整理より除外せらる可きに付公告致します。
昭和二十七年三月二十七日
京都府乙訓郡向日町大字上植野小字浄徳二十三番地
内外産業株式会社
大阪府中河内郡松原町新堂七九五
計理士 井上 守三

株券提供公告
昭和二十七年三月二十六日株主総会に於て資本の額金一百万円を金五十万円に減少し其の方法として発行済株式二株を併合して一株とすることを決議したから来る七月三十一日迄に株券を提供相成度此段公告する。
異議申出催告
右資本減少に異議ある債権者は来る六月三十日迄に申出相成度此段催告する。
昭和二十七年三月三十一日
大阪市北区宗是町一番地
池田電機株式会社

資本減少公告
当会社は昭和二十七年三月二十五日の臨時株主総会に於て株式買入銷却の方法により資本の額金五百万円を金五十万円減少し資本の額を金四百五十万円に変更することに決議したが之に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられ度く商法の規定により公告する。
昭和二十七年四月二日
大阪市港区南福崎町三丁目一番地の一
大阪亜鉛鍍金株式会社

株式会社組織変更公告(第三回)
昭和二十七年二月二十九日の臨時社員総会において全社員の一致を以つて有限会社の組織を変更して、山口県豊浦郡宇賀村第八千五百六十四番地株式会社下関ミシン商会とする決議を致しましたので、組織変更に異議ある債権者は、第一回公告掲載の日から二箇月以内に当社迄御申出下さい。
昭和二十七年三月二十八日
山口県豊浦郡宇賀村第八千五百六十四番地
有限会社稗田ミシン商会
代表取締役 稗田 武男

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月二十日株主総会開催の決議に因り即日解散致しましたので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出相成たし、若し右期間内にお申出がないときは清算から除外致します。
昭和二十七年四月二日
東京都中央区月島西河岸通一丁目四番地
丸金壜詰株式会社
清算人 渡辺 綽

組織変更公告
当会社は昭和二十七年三月二十五日の社員総会に於て有限会社の組織を変更して開南紡績株式会社とすることを決議致しましたから異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に其の旨当会社迄御申出で下さい。
昭和二十七年四月二日
愛知県中島郡今伊勢町大字開明字北屋敷三十二番地
開南紡績有限会社
代表取締役 臼井 正夫

株式併合公告
当会社は昭和二十七年二月二十三日株主総会に於て一株の額面金額五十円の株式十株を併合して一株の額面金額五百円の株式となすことを決議したから当会社の株券を所持するものは本公告掲載の日から三箇月以内にその株券を当会社に提出せられたい。
昭和二十七年三月十五日
秋田県平鹿郡増田町増田字縫殿
株式会社長坂商店

増資完了御挨拶
今般当社新株式二百四十万株の発行に当りましては株主各位の絶大なる御支援により四月一日全額の払込を完了致しました。
茲に御報告申し上げると共に厚く御礼申し上げます。
昭和二十七年四月二日
東京都港区芝田村町四丁目一番地
株式会社津上製作所
取締役社長 津上 退助
株主各位

公告
当社は、昭和二十七年三月二十四日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二条第一項の規定に基づいて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 関西電力株式会社
二、電気事業会社の住所 大阪市北区梅ケ枝町一六四番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 金一、六五〇百万円の内昭和二十六年十二月二十五日金二六〇百万円、昭和二十七年二月二十七日金四〇〇百万円を借り入れし今回金四九〇百万円也
五、借入金の利率 年七分五厘 但し将来金融状勢の変化に応じ大蔵大臣は利率を変更することが出来る。
六、借入金の償還の方法及び期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に金三三、〇〇〇千円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済するものとする。
七、利息支払の方法及び期限 貸付当日より償還当日迄利息を附する。利払期日は毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日とし、利払当日までの利息を後払する。
八、その他参考となるべき事項 本借入金は発電、送電及び変電設備等の新増設工事資金に充当する。
昭和二十七年三月二十九日
関西電力株式会社

公告
当社は、昭和二十七年三月二十七日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二条第一項の規定に基づいて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 九州電力株式会社
二、電気事業会社の住所 福岡市渡辺通二丁目三十五番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 十二億三千二百万円の内昭和二十六年十一月十五日六億七千万円、昭和二十七年一月二十八日三億円、二月二十八日一億三千万円を借入し今回一億三千二百万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 (イ)期限 昭和五十七年三月三十一日 (ロ)元金償還 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に二千四百六十四万円宛償還
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日に利払当日迄の利息を後払する。
八、其の他参考となるべき事項 発電、変電設備新増設工事資金
昭和二十七年三月三十一日
九州電力株式会社

公告
当社は、昭和二十七年三月二十七日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二条第一項の規定に基いて公告します。
記
一、電気事業会社の名称 九州電力株式会社
二、電気事業会社の住所 福岡市渡辺通二丁目三十五番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 十四億六千六百万円の内昭和二十六年十二月二十五日二億九千万円、昭和二十七年二月二十八日三億五千万円を借入し今回三億七千六百万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 (イ)期限 昭和五十七年三月三十一日 (ロ)元金償還 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に二千九百三十二万円宛償還
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日に利払当日迄の利息を後払する。
八、其の他参考となるべき事項 発電、送電、変電設備新増設工事資金
昭和二十七年三月三十一日
九州電力株式会社

第二十八回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方	
土地	一三五,〇〇〇・〇〇
工場建物	三,九七八,三六二・〇〇
工場設備	四八三,〇〇八・〇〇
機械	三,七一八,七四九・六三
機械設備	七三〇,二九三・九一
工場什器々具	五九二,七八九・九四
有価証券	三,九二〇・〇〇
銀行預金	八,七二五,八三八・六七
現金	一六九,八九一・五三
振替貯金	四,五九七・九四
受取手形	一,五七五,三八五・〇〇
売掛金	五,一二〇,七二四・五〇
出資金	六〇,〇〇〇・〇〇
仮払金	四八八,六七五・〇〇
未経過保険料	五二,三六一・五七
未経過利息	五九,四一四・一四
原料製品及半製品	三,二七八,〇一〇・〇〇
合計	二九,一七七,〇二一・八三

貸方	
資本金	三,〇〇〇,〇〇〇・〇〇
利益準備金	一,四八一,九〇〇・〇〇
別途積立金	一,八四〇,〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三,三三一,三七九・九二
退職手当基金	六〇〇,〇〇〇・〇〇
税金引当金	七,一九六,一七六・〇〇
買掛金	二,八二二,六一一・五〇
仮受金	六〇三,六八〇・〇〇
借入金	三,五〇〇,〇〇〇・〇〇
支払手形	一,五七七,〇九二・七四
前期繰越利益	一,三三〇,八〇九・八八
当期利益金	四,四四三,三七一・七九
合計	二九,一七七,〇二一・八三

昭和二十七年二月

千住金属工業株式会社

第四期貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

借方	
現金及当座預金	五一,八六四・四六
売掛金	六二三,三六八・三〇
仕掛工事	四一七,〇〇八・八四
在庫品	六四一,六〇八・七六
工具・什器	一四七,八五〇・〇六
計	一,八八一,七〇〇・四二

貸方	
買掛金	六三一,四二六・三五
預り金	一〇,六五八・五〇
借入金	四九〇,〇〇〇・〇〇
資本金	一九五,〇〇〇・〇〇
法定準備金	四〇,〇〇〇・〇〇
別途積立金	一〇〇,〇〇〇・〇〇
貸倒引当金	一,八六九・〇〇
前期繰越金	一三一,〇四七・三〇
当期利益金	二八一,六九九・二七
計	一,八八一,七〇〇・四二

金沢市中町二〇番地

米沢電気工事株式会社

第一回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方	
土地建物	一,〇六七,三七五・〇〇
機械設備	一五四,一〇八・〇〇
器具備品	六七,七九四・〇〇
車輌運搬具	一〇〇,八六〇・〇〇
商標権	二七八,七〇〇・〇〇
原料	七八〇,九一一・六四
包装材料	一七三,九八四・三四
仕掛品	八七七,一四二・六三
製品	三〇六,一六八・〇〇
売掛金	二六四,八七九・二一
受取手形	二,七〇三,四三七・四七
取立手形	五七,九六四・〇〇
仮出金	一一,一九〇・〇〇
当座預金	二〇四,四五四・二九
普通預金	一五八,七四七・一八
月掛貯金	一二〇,六〇〇・〇〇
現金	三七,六八六・二一
合計	七,三六六,〇〇一・九七

貸方	
資本金	五〇〇,〇〇〇・〇〇
買掛金	一一四,六五五・六〇
支払手形	九一,〇四〇・〇〇
割引手形	一,九五一,五七五・八六
借入金	二,二八五,〇〇〇・〇〇
未払金	七三,三二七・〇〇
未払物品税	四五〇,九七九・〇〇
当期利益金	一,八九九,五二四・五一
合計	七,三六六,〇〇一・九七

右の通りであります。

昭和二十七年三月二十七日

東京都大田区下丸子町一九〇番地

生化工業株式会社

第二期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方(資産の部)	
固定資産	一,一六八,三一〇・八八
流動資産	四,八二三,六三一・二三
棚卸資産	一,八三二,〇九二・五三
合計	七,八三二,〇三四・六四

貸方(負債の部)	
資本金	一,〇〇〇,〇〇〇・〇〇
諸積立金	五一,〇〇〇・〇〇
繰越金	一一,六九八・四八
短期負債	六,四〇四,八三四・五五
当期利益金	三六四,五〇一・六一
合計	七,八三二,〇三四・六四

昭和二十七年二月

京都市東山区鞘町通七條上ル下堀詰町二四九

京都伸線株式会社

第七十七回決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

貸方	
資本金	三,五〇〇,〇〇〇・〇〇
法定積立金	三三五,〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三,七〇九,三六九・九〇
敷金	一四,二二六・四一
未納税金	八一,八九三・〇〇
仮受金	六八二,三五二・〇一
支払手形	五〇〇,〇〇〇・〇〇
未払配当金	一,一五〇・〇〇
前期繰越金	八〇,五三三・〇〇
当期益金	五一五,五九八・七一
合計	一〇,三三〇,一一一・〇三

借方	
不動産	五,二四七,一四九・七二
木材部出資金	三,三四二,二八六・三九
什器	二〇,九〇九・〇六
有価証券	一七九,二一〇・〇〇
組合出資金	二,九九〇・〇〇
貸金	三三一,一六一・八〇
未収入金	五五六,三四四・〇〇
仮出金	三八二,四四〇・四〇
預金現金	二五六,六二〇・六六
合計	一〇,三三〇,一一一・〇三

大阪市東区船越町二丁目三一

岡橋株式会社

第五十二期決算公告

(昭和二十七年二月二十九日現在)

貸借対照表

資産の部	
現金預け金	八,五六八,五三三・〇〇
コールローン及割引手形	六,三七二,五九三,六九六・五八
有価証券	一,二六八,八〇三・八〇
動産不動産	一〇,二八七,八一〇・〇〇
仮払金	九九六,〇〇〇・〇〇
未収勘定	五,五八九,四五〇・三五
合計	六,三九九,三〇四,二九三・七三

負債の部	
コールマネー及再割引手形	六,三五四,七九〇,〇〇〇・〇〇
諸保管金	九,四六二,九八九・五〇
雑勘定	六七二,四一四・〇〇
未払勘定	八,二四一,五二七・一七
資本金	一〇,〇〇〇,〇〇〇・〇〇
諸積立金	一一,二九三,四〇〇・〇〇
未処分利益剰余金	四,八四三,九六三・〇六
内繰越利益剰余金	(六〇九,九九九・八四)
合計	六,三九九,三〇四,二九三・七三

昭和二十七年三月

大阪市東区高麗橋二丁目

上田短資株式会社

【好評新刊】

官公庁、会社、工場等に必備の宝典!

新しい公用文の作り方

最近決定の公用文作成の要領を中心に、公用文改善関係規定の解説、当用漢字・人名漢字・用法辞典、書式ひな型・文例集等一切を収録

(付)書式ひな型・文例集

文部省国語課長 原敏夫
文部事務官 塩田紀和
同上 大宮清名
共編

価一八〇円〒16

講談社 東京小石川局区内 振替 東京三六三〇

数字とグラフが語る

B.6判 100頁

世界と日本

定価70円 〒8円

特色

★世界数十ヶ国の統計局より集めた最新のデーターを基礎にすべての項目を網羅してある

★各項目ごとに斬新な構想による色ずりの美しい絵グラフと共に親切な解説をつけてある

総理府統計局監修

印刷庁発行

★主要内容★
世界各国の面積
人口産業交通貿易
生活文化等凡ゆる新
部門に亙る最新の統計

★特別付録★
世界の高山河川
湖沼気温降水量の
外度量衡換算表為替
レート世界地図その他

販売所 全国各地の官報販売所・主要書店 又は印刷庁内直売代理部へ!
東京都牛込局区内(振替)東京22013番

○「官報物価号外」の廃止について

従来発行の官報物価号外は、三月三十一日付第十号を最終として以後その発行を廃止し、四月一日から物価関係の告示、公示は、官報本紙の該当欄に掲載することといたしました。

昭和二十七年四月

印刷庁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外 三月三十一日付参会第二十七号(その一)三二頁

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費
公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰 百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 千五百円
広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当 二百円

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 印刷庁
電話九段(33)三二一一—三五九 振替東京一九〇〇〇 官報課